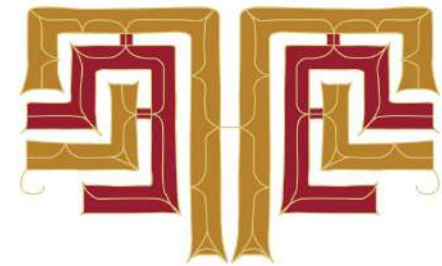


# SDGs

×

# 先住民族



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 「SDGs ×先住民族」

### もくじ

- 持続可能な開発と先住民族 …… 2
- 先住民族の権利とは？ …… 4
- [ 目標 1 ] アイヌ民族と貧困 一民族差別が生みだす経済的・社会的排除 …… 6
- [ 目標 2 ] 明治初期にアイヌ民族をおそった飢餓とその原因 …… 8
- [ 目標 3 ] 先住民族の健康とその社会環境 ……10
- [ 目標 4 ] 二風谷アイヌ語教育の状況 ……12
- アイヌ史教育は、国民が先住権を真剣に考える鍵です ……14
- [ 目標 5 ] 先住民族女性と複合差別 「アイヌ女性会議」メノコモシモシの活動 ……16
- [ 目標 6 ] 水一メム（泉）とサケとアイヌ民族 ……18
- [ 目標 7 ] 先住民族とエネルギー ……20
- [ 目標 8 ] 職業と民族のアイデンティティ ……22
- [ 目標 9 ] アイヌ工芸と持続可能性 ……24
- [ 目標 10 ] 不平等の是正に必要な政策とは？ ……26
- [ 目標 11 ] あなたのまちと先住民族のコミュニティ ……28
- [ 目標 12 ] アイヌ民族の参画と伝統知を活かした自然資源の保全と活用 ……30
- [ 目標 13 ] 気候変動が北極圏の先住民族の暮らしに与える影響 ……32
- [ 目標 14 ] アイヌ民族とサケ漁 ……34
- [ 目標 15 ] 生物多様性保全、森林認証制度と先住民族 ……36
- [ 目標 16 ] F P I C 一自由意思による、事前の、十分な情報に基づく、合意 ……38
- 先住民族に対する謝罪 ……40
- 先住民族基本法の制定 ……42
- [ 目標 17 ] 世界の先住民族間のパートナーシップ ……44
- 国連・持続可能な開発目標（SDGs） ……46
- 先住民族の権利に関する国際連合宣言 ……48
- 著者・編者一覧 ……58
- NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」 ……60



# 持続可能な開発と先住民族



小泉 雅弘

NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」事務局長

「持続可能な開発」という概念が提唱され、国際的に普及していった背景には、これまでの「開発」のあり方が持続不可能なものであったという反省があります。

そこには現在の世界が直面している、2つの大きな問題があります。

ひとつは、社会・経済的な不平等・不公正の拡大です。国際 NGO オクスファムによる格差に関する 2017 年版報告書「99%のための経済」によれば、現在、1%の富裕層の持つ資産は、残りのすべての人々の持つ資産よりも多く、最も豊かな8人が世界の貧しい半分の36億人に匹敵する資産を所有しているということです。もはや格差という言葉では捉えきれないほどの極端な富の集中が起きています。こうした経済的な富の偏在とともに、様々な社会的背景から脆弱な立場に置かれている人々、例えば、女性や子ども、高齢者、障がい者、移民や難民、そして先住民族などが社会から排除されやすい状況を強いられています。

もうひとつは、地球環境の持続可能性の危機という問題です。石炭・石油

などの化石燃料に依存し、天然資源を大量に採取することで成り立ってきた産業化された社会は、資源の枯渇や気候変動、生物多様性の喪失などの地球規模の課題に直面しています。

2015年9月に国連総会にて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、上にのべたような現在の世界が抱えている課題を直視し、2030年までに達成すべき世界共通の17の目標を掲げました。これがSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）です。

このSDGsにはいくつかの注目すべき特徴があります。

国連ではこれまでも「開発」をめぐる様々な取組みがなされてきましたが、その多くは、「(産業化された)先進国が、(産業化が遅れている)途上国の開発を支援する」という姿勢に基づいていました。しかし、SDGsでは「あらゆる国の、あらゆる人々」が対象となっており、それはつまりこれまでの「開発」の考え方を根本的に変え

る必要があることを意味します。

もうひとつは、SDGsを含むアジェンダ全体の姿勢として、「誰ひとり取り残さない(No one will be left behind)」という言葉に象徴されているように、脆弱な立場に置かれている人々に特に焦点が当てられていることです。「持続可能な開発」という概念は主に、地球環境の保全という視点から「開発」を捉え直すものとして語られてきましたが、2030アジェンダやSDGsにおいては、社会的包摂<sup>ほうせつ</sup>といった人権に基づく視点が強調されています。

昨今、日本の経済界や地方自治体などでもSDGsは注目を集めるようになってきており、セクター間の連携や協働を求める動きも目立ちますが、そこに脆弱な立場に置かれがちな主体の参加や発言が保障されているかどうか、確認してみる必要があります。中でも先住民族は、現在の日本社会において最も取り残されがちな集団と言えるのではないかと思います。

けれども、「持続可能な開発」とい

う概念を本質的にとらえていく上で、先住民族の参加とその視点は欠かすことができません。なぜなら、はじめに述べた持続不可能な「開発」を推進してきた母体は、自らの国力(軍事力や産業力)の増強をひたすら追求めてきた近代国家とそれに支えられて巨大化した企業にあると言ってもよいと思いますが、それらの圧倒的な力によって、自らの持続的な生活や文化、そして生存を脅かされてきた人々こそが先住民族に他ならないからです。

この小冊子は、SDGsの17目標に沿って、先住民族—とりわけ日本の先住民族であるアイヌ民族—の歴史や現状、課題や目標を紹介したものです。

先住民族の権利回復という課題は、遠い海外の課題ではなく、また、北海道に暮らす者だけが考えればよい課題でもありません。それは、私たちの社会が「持続可能な開発」へと舵を切る上で必要かつ重要なステップです。

この小冊子が、そのことを理解する一助になることを願っています。

# 先住民族の権利とは？

阿部 千里

アイヌ・先住民族電影社 代表

「先住民族」と聞くと皆さんはどんなイメージをお持ちでしょうか。野森を駆け回り、伝統的な生活続ける人々？ 昔はいたけど、もういない？ なかなか学校では習わない「先住民族」という言葉は、ここ北海道 - アイヌモシリ、かつて和人が見た蝦夷地で今を生きる私たち、未来をつくる私たちにとって大切な言葉です。

「先住民族」は現代に生きる人間集団を政治的に分ける言葉で、民族概念として人々を分ける言葉ではありません。先住民族問題をめぐる議論は、近代化以降の土地の収奪、風俗・習慣の洗除、差別的取扱いといった植民地主義との関わりにより、国際的にはじまりました。

一口に「先住民族」であるといっても、アメリカ然り、ニュージーランド然り、植民地支配に影響を受けた人間集団が属する国家により、その人々の現状、歴史的経緯等が異なります。そうである以上共通に定義付けができないことは当然ですが、「近代国民国家

の成立時に自由な意志や合意のないままに、侵略され一方的にその国家に編入された人間集団の子孫としてアイデンティティを有する者」という、いずれの国においても有用である比較的広義なものが提案され、「基準」として受け入れられています。

その背景には、①定義の全ての要素を満たさなくても先住民族と言える場合もあり、完璧な定義は不可能という結論になったこと、②国連が定義づけてしまうと、政府が「この人間集団は国連の定義に当てはまらないことを理由に先住民族ではない」と「公式に」判断してしまう恐れがあること、③国連が公的な承認なしに先住民族というアイデンティティをもつ人々を認める「自己認識主義」を採用し、その時点で定義の必要性が希薄になったことがあります。

先住民族の権利を語る際に基礎となるのは、2007年日本政府も賛成票を投じて採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」であり、核となるの

は「土地・領土・資源に対する権利」そして自分たちのことは自分たちで決めるという「民族自決権」です。

現行のアイヌ政策は、貧困対策・文化振興に偏り、上記の権利を達成する先住民族政策とはいえません。しかし近年は「アイヌ政策の総合的検討」についての官房長官指示を踏まえ、現行施策の改善方策の検討において法的措置の必要性についても総合的に検討し、固定観念や先入観を取り払った先住民族政策とすべく各セクターが動いています。

いつまでも、先住民族たるアイヌとシサム（和人）の関係がやってもら、やってあげるという不健全な主従関係でなく、先住民族の権利を達成するための先住民族政策たるアイヌ政策となることを願っています。

持続可能な開発について想いを馳せる本冊子が、先住民族の目線で、先住民族が多く住む北海道でどのような論点をもつのか考えるきっかけになることを願っています。



2012年5月、ニューヨークでの先住民族問題に関するパーマネントフォーラム参加前の当事者ミーティング

# アイヌ民族と貧困

## 一 民族差別が生みだす経済的・社会的排除

働いても十分な収入を得られないワーキングプアや、家庭の経済的な事情で希望する学校に進学できない子どもなど、貧困が深刻な社会問題になっています。アイヌ民族も長年、貧困に直面し続けています。例えば2008年のデータで、北海道内のアイヌ民族の平均年収（男性）は321万円で、北海道の平均年収488万円を大きく下回るといふ研究者の調査があります<sup>(1)</sup>。政府の調査では2010年、北海道外のアイヌ民族の世帯のうち年収300万円未満だったのは全体の44.8%でした。単純比較は出来ませんが、全国（33.2%）よりもかなり高い値です<sup>(2)</sup>。

もちろんアイヌ民族の中でも経済的な成功を収めた人や、研究者、芸術家、音楽家などとして活躍している人はたくさんいます。問題なのはアイヌ民族のひとりひとりの生活水準を足し合わせて集団として見ると、長年、教育や生活の水準が北海道や全国より下回っていることなのです。

戦前では例えば、1916年（大正5年）当時のアイヌ民族の農家1戸あたり

平均耕作面積は約1.7haで、北海道全体の1戸あたりの面積の半分以下でした。生産額は北海道平均の4分の1しかありませんでした<sup>(3)</sup>。それから約60年後の1975年（昭和50年）になっても、北海道内のアイヌ農家の1戸あたりの耕地面積は2.8haで、アイヌ民族が生活している道内市町村の平均7.3haの4割弱でした<sup>(4)</sup>。

なぜ、アイヌ民族が経済的に不利な状態に置かれ続けているのか、原因は正確には分かっていません。おそらく、次のようなことが考えられます。政府は1869年（明治2年）、それまで蝦夷地と呼んでいた地域を「北海道」と改称して11の国と86の郡を置く国郡制を取り入れ、以降、農林漁業の振興、炭鉱の開発、道路整備などさまざまな近代化を進めました。その中で、例えば1872年（明治5年）の法令（地所規則・北海道土地売貸規則）は、アイヌ民族が狩猟や漁労などで使っていた土地でも、新たに所有権を設定して民間に売り渡すと定めました。大切な食料だったサケやシカの狩猟・捕獲も規制されました。

アイヌ民族は、それまでアイヌ語を母語とし、アイヌ民族の生活様式で暮らしていたのが、日本の法制度の下で生活することを余儀なくされました。当然、日本語や日本の法制度などを理解することが必要になるのですが、知識を得るための学校教育を受ける機会は、移住してきた人々に比べて不十分でした。こうした不利な社会制度が、アイヌ民族の生活、教育水準に影響したと考えられます。

アジア・太平洋戦争が終わり、北海道を含めた日本では、特に1950年代から始まった高度成長期、高校、大学を卒業して工場労働者やホワイトカラーとして働いて収入を安定させるコースができました。しかし、道内のアイヌ民族は1979年時点でも高校進学率は69.3%（道内90.6%）、大学進学率は8.8%（道内31.1%）と大きな差があり<sup>(5)</sup>、生活を安定させるコースに進むことができず、経済的に排除されていたといえます。

経済面以外でも、近代以降、日本社会にはびこった「アイヌ民族は劣っている」という誤った考えによって差別

されました。そのうえ、アイヌ文化を受け継ぐことを諦めて「日本人」として生きようとしても差別されました。経済面だけでなく、社会的、文化的にも排除されていたのです。これらの問題は現在も解決されていません。

北海道のアイヌ民族の経済水準（万円、2008年）

北海道の平均年収	アイヌ民族(男性)の平均年収	北海道平均以上の割合	北海道平均未満～平均の半分以上の割合	北海道平均の半分未満の割合
488	321	25.2%	49.8%	25.0%

野崎剛毅、2014、『『アイヌの貧困』の諸リスク』から作成

(1) 野崎剛毅、2014、『『アイヌの貧困』の諸リスク』小内透編著『現代アイヌの生活と意識の多様性—2008年北海道アイヌ民族生活実態調査再分析報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター、27-44 (<http://hdl.handle.net/2115/59132>)。

(2) アイヌ政策推進会議「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会、2011、『北海道外アイヌの生活実態調査』作業部会報告書 ([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai3/haifu\\_siryou.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai3/haifu_siryou.pdf))。

(3) 北海道庁、1922、『旧土人に関する調査』（再録：1980、『アイヌ史資料集第1巻一般概況編』北海道出版企画センター）。

(4) 北海道、1976、『ウタリ地区農林漁業実態調査報告書』。

(5) 北海道環境生活部、2013、『平成25年北海道アイヌ生活実態調査報告書』。



中村 康利

北海道新聞 記者

## 明治初期にアイヌ民族をおそった 飢餓とその原因

1884（明治17）年の春、北海道の各地でアイヌ民族の飢餓が発生しました。北海道が三つの県に分けられていたこの時期、札幌県内の様子を見てみましょう。

札幌県で飢餓が起こっていたのは、いぶり胆振地方のゆづぶつ勇払郡、ひだか日高地方のさる沙流郡、にいかつぶ新冠郡の一部、そしてとがる十勝地方でした。

沙流郡では、村々からアイヌ民族の代表者28人が沙流川の河口にあった役場にやって来て、飢えに苦しむ者が多く、このままでは餓死者が出てしまうので、何とかしてほしいと訴えました。現地を訪れて調査をした役人が、深刻な状況を報告しています。

それによると、食べ物が足りないのに畑にまくために保存していた穀物までも食べつくし、大切な宝物である漆器や刀などを、山を越えて石狩地方などへ持って行って食料と交換していました。それでも食べ物が足りず、食べられる野草を採っていたけれども、それも採りつくした、ということです。

十勝地方の内陸でも、ひどい食料不足に見舞われていました。役人の報告

によると、一度捨てたシカの骨を煮てその汁をすすり、サケやシカの皮の切れ端まで食べつくし、冬のさなかに沼に入って貝を採り、ヤドリギの葉を採って食べるほどでした。ふだんは仲良く助け合う人たちなのに、親子や兄弟の間で食べ物を取り合うようなこともあった、といいます。

飢餓はなぜ起きたのでしょうか？

前の年の天気が悪く、またトノサマバツが大発生して、畑の収穫が少なかったといったこともありました。漁業に雇われて働いても十分な収入が得られない、ということも。けれど、特に大きかったのは、重要な食料だったシカがいなくなってしまったことでした。

これより前、北海道開拓のために明治政府が設置した役所である開拓使の時期、シカの皮や肉は重要な産物として道外に運ばれていました。開拓使は、1878（明治11）年、びび勇払郡美々（今の苫小牧市）にシカ肉の缶詰製造所を開設して、製造に力を入れようとしています。そうやって積極的にシカを産業に利用するためにも、シカが減るような

ことがあってはいけないと、開拓使はシカ猟の規制に乗り出します。1876（明治9）年に制定した「北海道鹿猟規則」は、狩猟を免許制にして定員を決め、猟期を制限し、アイヌ民族がそれまで使ってきた毒矢猟を禁止しました。

けれども、そのわずか2年後、開拓使は「北海道鹿猟規則」の規制を緩めてしまいます。また、大雪でシカが死んだり、身動きが取れなくなったシカを人びとが大量に撲殺した年もあり

ました。その結果、シカは急激に減少してしまいます。勇払郡や沙流郡では、1880（明治13）年にはシカの姿をほとんど見かけなくなり、シカ肉缶詰の製造は中止。十勝地方でも数年遅れてシカは激減します。

十勝の飢餓は、シカの減少に加えて、1883（明治16）年の秋に札幌県が十勝川の中・上流のサケ漁を禁止し、厳しい取り締まりを行ったことが、大きな原因でした。



美々のシカ肉缶詰製造所（1879年頃）  
北大附属図書館編『明治大正期の北海道：写真と目録』より

## 先住民族の健康とその社会環境

一般的に「病気」は、細菌やウイルスなどの病原菌や有害物質の侵入あるいは先天性または後天性の身体の構造的欠損や機能異常による正常な生命維持の仕組みが阻害されている状態だと考えられています。現在主流である西洋医学の基本的な考え方です。しかし、日本でも、1990年代に高血圧症や糖尿病などが「生活習慣病」と分類されるようになり、また2000年代に入るとうつ病などの「精神疾患・精神障害」が身近な問題と認識されるようになり、「病気」逆にいえば「健康」の考え方が大きく変化し始めます。「病気」や「健康」は、病原菌の侵入や身体の異常による個人の問題だけではなく、「社会的な環境」に大きく左右されると考えられるようになりました。

国際的な動きでは、「世界保健機関（WHO）」によって、1986年に「健康促進のためのオタワ憲章（Ottawa Charter for Health Promotion）」が採択されました。この憲章では、「健康」の前提条件として、平和・安全な住居・教育・食糧・所得・安定した生態系・持続可能な資源・社会的正義と公正の

8項目が掲げられています。つまり、「健康」は、政治的、経済的、社会的、文化的、環境的さらに生物学的に多様な面から構成される総合的なものだと考えられ、1997年には、これらの項目は「健康の社会的決定要因」として整理されました。

SDGsは、その目標3で「すべての人々の健康的な生活」も求めています。その中で、先住民族（人民）と呼ばれる人々の「健康的な生活」はどう考えればいいでしょうか。

先住民族は、世界各地で植民地主義の犠牲者になってきました。それは、集団としての独自の価値や存在を否定され、同じ土地に住んでも生活環境を破壊されました。強制的な同化政策の中で、差別や格差という社会環境の犠牲者となりました。例えば、北米・米国の先住民族では、長年アルコール依存症が大きな健康問題であり、近年では糖尿病が死亡原因の上位に入り、また希望を失った若者の自殺もこれに関連しています。こうした健康問題は、先住民族の個人の問題ではなく、植民地主義の犠牲者とし



上村 英明

市民外交センター 代表  
恵泉女学園大学 教授

ての集団的権利の問題として、各地で「先住民族の健康の社会的決定要因（social determinants of indigenous health）」を考え、改善する取り組みが進められています。

日本では、アイヌ民族を先住民族と認めても、健康分野での政策はありません。しかし、この視点からいくつもの課題が浮かんできます。伝統的な生活環境を破壊されたアイヌ民族には、伝統的な食材や医薬品の利用を回復す

る権利や環境はあるのでしょうか。差別や偏見、格差と結びつくような健康問題はないでしょうか。アルコール中毒や糖尿病、うつ病などの実体はこうした日本社会の差別や偏見構造と結びついていないでしょうか。また、雇用や収入が不安定なために、健康保険に入れないなど現状の医療へのアクセスに問題はないでしょうか。改めて、SDGsのこの視点で社会を再検証したいと思います。



医療サービスも行うランバララ先住民族協会の待合室、奥の部屋では、曜日を決めて歯科治療も行われる。（豪州、ビクトリア州）

## 目標4 質の高い教育をみんなに

### にぶたに 二風谷アイヌ語教育の状況

北海道の平取町<sup>ひらとり</sup>二風谷<sup>かやのしげる</sup>では萱野 茂さんが始めたアイヌ語教室が30年以上も続いています。現在子どもの部は平日の午後6時～午後7時半、小学校1年生～高校1年生の19人が週1回、二風谷生活館に集まり行なっています。長年続いている大きな理由の1つは平取町からの予算付けがあるからだと言えます。講師には講師料が支払われます。そして役場内にはアイヌ施策課というセクションがありアイヌ文化活動の多くに関与しています。他の市町村ではこのような部署が殆どなく、各アイヌ協会、保存会などでは事務的な仕事有志のボランティアであったりするので、何か状況が変化した時には事業の継続が難しくなるのだと思います。一時は13あったと言われるアイヌ語教室も現在ではその殆どの地域で開催されていないようです。強い志を持った指導者の存在が重要なのは言うまでもありませんが、行政サポートの重要性を実感します。しかし平取町の例が十分だと言っているわけではありません。このようなサービスがどこでも受けられることが当たり前

となり、平取でもさらに手厚いサポートが得られることを望んでいます。

アイヌ語の歌を歌ったり、紙芝居を暗誦したり、カルタを使って遊ぶことにより子どもたちの語彙は増え、2～300のアイヌ語単語はあっという間に覚えてしまいます。しかし次のステップとしてのアイヌ語会話となるとなかなか難しさを感じています。その辺りの学習法を確立出来ているとは言えません。今も試行錯誤の連続です。現在の状況、1週間に1度、1時間半アイヌ語に触れるだけでは自由に会話できるようにならないことは痛感しています。言葉の復活なのだから普段から使わなければどうしようもありません。そのためには、まず家庭の中で、家族でアイヌ語を使うことから始めなければなりません。今はアイヌに対する差別偏見も少なくアイヌ語の活動もしやすい状況です。しかし二風谷に於いてさえアイヌ語会話力の習得熱が高いとは言えません。「アイヌ語は喋れないけど踊りなら踊れる、木彫りなら出来る、刺繍なら出来る」いうところで満足してしまうのかもしれない。

4 質の高い教育を  
みんなに



関根 健司

平取町立二風谷アイヌ文化博物館 学芸員補  
二風谷アイヌ語教室子どもの部、二風谷小学校アイヌ語学習 講師

アイヌなら、あるいは北海道民ならアイヌ語を喋れるべきだ、という意識を多くの方にも持ってもらうことが重要だと思います。アイヌ語教室で言えば子どもたちだけでなく、保護者にも興味を持ってもらい、どんどん参加してもらってアイヌ語を使う仲間になって欲しいです。家族、地域を巻き込んだ運動にして行きたいと思っています。

理想は幼稚園から高校まですべてアイヌ語で行う学校です。幼少の頃から始めればしっかり喋れるようになることは、マオリやハワイアンの実践で明らかです。二風谷小学校では年間たったの10時間だけですが全校児童を対象としたアイヌ語学習が3年前からスタートしました。この動きがどんどん広がり先進地のような状況になって行くことを目指しています。



二風谷小学校アイヌ語学習の様子





平山 裕人

小樽市立高島小学校 教諭

## アイヌ史教育は、国民が先住権を真剣に考える鍵です

皆さんは、1869年の北海道「開拓」に始まる、近代日本の歴史を、どのように見ますか。それは、それまで北海道の南端・本州・九州・四国のみを領域にしてきた日本が、植民地を拡大していく基点の年と言えます。

1869年の北海道「命名」、1879年の琉球「処分」、1910年の韓国「併合」…、「命名」「処分」「併合」と名は違っても、日本がそれぞれの地を植民地とした年です。日本の領土拡張という指向は、ついにはアジア・太平洋戦争という、とてつもない加害と被害を生みます。そのもとになった年なのです。

戦後、平和と民主主義を表看板にした日本（裏看板としてアメリカの世界戦略の追従者）は、おおかたの植民地をもとの持ち主に返しました。しかし、北海道と沖縄は大昔からあたかも日本「固有」の領土であったかのように、振る舞い続けています。

アイヌ史教育とは、その欺まんを見抜くことです。「北方四島は日本固有の領土」という政府見解を強制し、異論も疑問も認めない歴史教育に、大鉈を振るわなければなりません。

大まかに言って、紀元前後からの1200年間、アイヌは東北地方北部と北海道の大部分の地域に居住していました。その間、アイヌ居住圏はいかなる国の支配下にも入っていません。ところが、8～9世紀ころ、日本の古代国家が東北地方に侵攻し、領域にしていきました。

一方、アイヌの人たちは、北海道オホーツク海岸・サハリン南部・千島列島にあったオホーツク文化を圧倒・吸収し、アイヌ居住圏としました。以後、アイヌの人たちは、北に北方諸民族や中国の歴代王朝、南に和人の封建領主と接触し、スケールの大きな交易を展開します。この時期、アイヌ民族の居住圏は本州最北端・北海道・サハリン南部・千島列島・カムチャッカ半島南端に及びました。

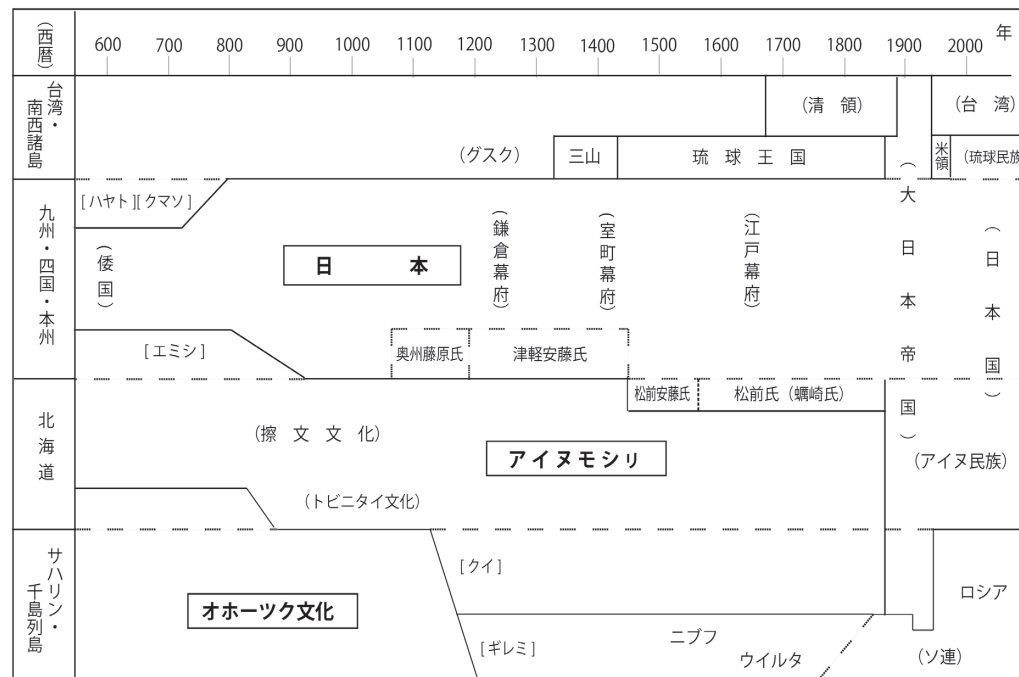
17・8世紀。中国に清王朝、日本に江戸幕府が成立、ロシアの勢力が千島列島を南下します。それぞれ「貢物を持ってこい」「漁場労働者になれ」「毛皮を持ってこい」と我が物顔に、アイヌ民族に迫ります。その帰結するところがアイヌモシリ分割で、歴史上、日

露通好条約と言います。そして、実質、日本が植民地経営に乗り出したのが、1869年の北海道「開拓」だったので、以後の歴史は、アイヌ民族から文化を奪い、生業を奪い、土地・資源・領域を奪っていく歴史となります。

以上のような歴史認識を持つことで、日本国民は単一民族だと言い、ア

イヌの人たちを差別するとか、民族自決権に頼被りし、アイヌ文化の復興しか認めない国の意向のいかがわしさを見抜くことができます。アイヌ民族を先住民族として権利回復するには、(政府見解の覆いをとっぱらった) アイヌ民族を主人公にしたアイヌ史教育にあると言っても過言ではありません。

東アジアの列島（台湾～サハリン・千島列島） 略史



※ [ ] は古文獻に登場する集団名

## 先住民族女性と複合差別 「アイヌ女性会議」メノコモシモシの活動



多原 良子

「アイヌ女性会議」メノコモシモシ 代表

### 複合差別問題とアイヌ女性

先住民族アイヌに対する構造的差別は歴史的に作られてきたものです。特にアイヌ女性は「ジェンダーと民族差別の交差性」もしくは様々な形態の差別が複合的・重層的に絡み合う「複合差別」に苦しんできました。

しかし、そのことはアイヌ女性自身が2004年にアイヌ女性への実態調査を行い国連の「女性差別撤廃条約日本政府審査会」へのレポート提出、委員への働きかけを行い勧告が出るまで実態は明らかにされませんでした。

### アイヌ女性会議設立

すべてのアイヌ女性が誇りを持って生きるために！ その実現に向けて不可欠なことは、アイヌ女性が先住民族の女性としての権利を享受すること、アイヌ女性の主体的な活動とアイヌ女性が伝承する伝統文化や知恵を広く発信する場をつくることが重要だと考えました。

そして、2017年4月「アイヌ女性会議」メノコモシモシを設立しました。モシはアイヌ語で“目覚める”と言う

意味です。偏見や差別、抑圧から能力を発揮できなかったアイヌ女性が、本来の持っていた能力に目覚め自分らしく生きるそのために会の名称をメノコモシモシとしました。

会の方針、アイヌ女性の権利回復に向けて次の活動をする事を確認しました。

1. 国や道のアイヌ政策にアイヌ女性の立場から参加を要請し、複合差別問題の解決に向けた政策提言を行う。
2. アイヌ女性への実態調査を定期的に行い、現状の課題を絶えず明らかにし、国連の女性差別撤廃委員会や人種差別撤廃委員会への報告を行う。
3. 国内外のマイノリティ女性との定期的な情報交換、交流を継続しネットワークを確実なものにする。
4. アイヌ女性が歴史、文化、先住権など関連する基礎知識を学ぶ講座を設け、自らエンパワメントし、自分たちの事を自分たちで決めていく仕組みを構築する。

### メノコモシモシの活動

設立準備会の新聞記事を見た日本ス

ローフード協会から食の集会への誘いがきたのです。スローフード国際本部はこれまで、テッラ・マードレ（イタリア語で、「母なる大地」）のイベントを行ってきました。地域伝統の食文化を見つめ直して持続可能な社会の構築を目指す運動であります。

これまで、アイヌ食文化が蔑ろにされている感があり不満がありました。直感的この運動はアイヌの食文化になじむと思い連携することに決めました。

10月末に「第1回アイヌフードフェスティバル」を開催しました。予想以上の反響と大成功でした。これはアイヌ

の食文化を内外に大きなインパクトを与えたと自負しています。

また、11、12月は「先住民族アート・ワークショップと先住民族政策に関する国際学術会議」を国内外の研究センターと連携し共催しました。この国際会議でアイヌ女性は工芸作品の展示やアイヌフードの提供、パネルディスカッションやセッションにも参加しました。

この大きな二つの集会を実施したことがアイヌ女性に新たな活動の道を開いたのです。今後も様々な関連する活動を推進し、アイヌ女性の更なるエンパワメント目指します。



第一回アイヌフードフェスティバルより

## 水 — メム (泉) とサケとアイヌ民族

アイヌ民族にとって、川は丸木舟で移動するための「道路」でありました。また、夏にはマスが、秋にはサケが川をさかのぼってくるので、おいしくいただき、厳しい冬を乗り切るための保存食にもしてきました。

大正時代に、祖先が伝えてきた伝承を「アイヌ神謡集」としてまとめた知里幸恵ちりゆきえさんは、悪魔の子が川にクルミの毒気を流したためにサケが引き返してしまい、それを見た神さまの子が、悪魔の子を退治し、清流を取り戻した話を取り上げています。「川を汚してはいけないよ」という教訓がそこには込められています。

ところが、150年前に誕生した明治政府は「国中心の事業としてこれからサケを人工的に増やすから、アイヌ民族は石狩川の支流でサケを捕ってはならない」と命じました。明治時代の初めにも、札幌の中心部ではわき水(泉はアイヌ語で「メム」)を源流とするコトニ川水系のそばにアイヌ民族が集落をつくって暮らし、サケの恵みによってその生活は支えられていました。ですから、サケを獲ることを禁止

されると、集落での暮らしは成り立たなくなりました。人々は仕方なく郷里を去ってちりぢりになり、明治前期に中心部に4つあった集落はわずかに数年でみな消滅しました。札幌の街ができる過程で、いくつもあった泉の周辺には知事公館が建ち、北海道大学付属植物園や北海道大学のキャンパスが造られ、泉はじき枯れ、川は川でなくなりました。

サケの人工増殖の多くは河口や下流でサケをみんな取ってしまうので、中流や上流にサケが上がれなくても人間にとっては困らなくなりました。その結果、洪水を防ぐ目的もあるにしても、川をコンクリート張りにしたり、魚が行き来できないほど高いせきを設けたりすることが平気になりました。そうになると川は、魚や水中生物が住めない環境になってしまいます。

加えて強い洗剤が一般家庭で使われるようになり、札幌の中心を流れる豊平川はその後も水量は保ったものの、生活排水などで汚れ、サケは戻って来なくなりました。まさに悪魔の子が毒気を流してサケを引き返させたア

イヌ民族の神謡そのままに、札幌からサケの姿が消えたのです。

それを反省して、水をきれいにしながら、サケの稚魚を放流して川にサケを戻す「カムバックサーモン運動」が市民の活動として始まり、1981年には第1号のサケが戻り、今は何千匹にも増えました。アイヌ民族が昔から行ってきた最初のサケを迎える儀式「アシリチェブノミ」もその翌年、100年ぶりに復活しましたが、残念なことにアイヌ民族が再びサケを獲れるように法律や規則を変えようという動きは

乏しいのが現状です。海外では、先住民族が自分たちが食べて生活する分のサケは獲ることが認められている国があります。また、ダムを撤去してサケ・マスを上流にさかのぼらせ、自然環境を取り戻すと同時に、上流の先住民族の食料資源を確保する政策も活発になってきました。

日本でも、きれいな水を取り戻し、サケをはじめ水にすむ生き物を復活させる運動と同時並行で、先住民族が昔どおりサケを獲ることができるようにする運動があるべきです。



小坂 洋右

北海道新聞 編集委員



千歳川の上流に産卵のため上ってきたサケ (筆者撮影)

## 先住民族とエネルギー



小泉 雅弘

NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」事務局長

### チセにみるアイヌ民族の知恵

北海道の冬は寒く、真冬には氷点下20℃を超えることも珍しくありません。ストーブもエアコンもなかった時代、アイヌの人たちはこの地でどのように暮らしていたのでしょうか？

今から100年ほど前までアイヌ民族が住居として使用していたチセ(家)は、丸太で組んだ柱に、葦や笹などをふいた一見単純なつくりですが、この住居のつくりには寒冷地で冬を越すための知恵が詰まっていたようです。記録によれば、明治40年から当時の旭川町(現・旭川市)はアイヌに50戸の新築木造住宅を給付しましたが、「寒くて住みにくい」という理由から、移転後すぐに隣にチセを建てて移り住んだということです。

1980年代に宇佐美智和子さん(当時、北海道教育大旭川校講師)らが行った実証研究<sup>(1)</sup>によれば、チセの温かさの秘密は、夏から冬に蓄えた地熱の有効利用にあります。伝統的なチセでは、土間の表面に葦を敷き詰め、その上にカヤで編んだスノコとガマで編んだご

ぎを敷きます。そして、チセの中央にあるアペオイ(囲炉裏)で一年中小さな火を絶やさずに焚き続けます。冬に断熱性の高い雪に覆われたチセ内は、この床づくりによって土間面からの冷え込みを抑え、薪の継続燃焼によって室温の低下を防ぎ、地中に蓄えられた熱を捉えることで、外気温が低下しても一定の温度レベルを維持し続けていたようです。また、薪の燃焼による放射熱やその熱を再放射する植物材の壁面や床面によって、5℃の室温でも体感温度は20℃にもなっていたことが実証されています。

こうしたアイヌのチセに見られる伝統知は、現代の省エネ住宅(外断熱・地熱住宅)にも応用されています。



アイヌの住居「チセ」(北海道博物館) NOBU / PIXTA

### エネルギー開発によって被害を受ける先住民族

一方、軍事力や産業力の増強を追い求める近代国家、とりわけ大国と呼ばれる国々は、その基盤となるエネルギー開発をこぞって推し進めていきますが、そうした「開発」によって、世界各地の先住民族は大きな被害を受けてきました。

その最たるものが、核(原子力)エネルギーの開発です。原子力爆弾や原子力発電の原料として使われるウランの採掘は、そのほとんどが先住民族の暮らす土地で行われてきました。米国のナバホ・ネーションでは1944年から約400万トンのウラン鉱石が採掘されましたが、そこで働いていたナバホ抗夫の多くが癌や呼吸器系疾患で亡くなっています。そして、工場が閉鎖された今も、放棄された鉱山や家、飲料水は高い放射能レベルで汚染されたままです。

また、冷戦時代に米ソをはじめとする国々が2,000回以上、核実験を行っていますが、そのほぼすべてが先住民族の暮らす土地で行われており、多く

の被爆者を生み出しています。

核エネルギーの開発のみならず、現在私たちが立脚している産業社会において、資源採取から廃棄物処分に至るまで、先住民族の生活環境や健康を脅かす開発行為が数多く存在しています。米国では、先住民族や黒人貧困層などの社会的弱者に環境破壊や健康被害が集中している事実を「環境的人種差別(Environmental racism)」と呼び、政策の策定や実施において環境保全と社会的正義を同時に追求する環境正義(Environmental Justice)運動が1980年代以降、発展しました。

日本においても1960～70年代に反公害運動などの広がりがありましたが、社会的正義の視点が現在の環境・エネルギー政策において重視されるようには思えません。SDGsがそうした現在の政策のあり方を問い直すひとつのきっかけになればと思います。

(1) 宇佐美智和子「アイヌの伝統家屋『チセ』」(SOLAR CAT 1999 Winter no.37より)  
<http://www.chinetsu.jp/cise01.php>

## 職業と民族のアイデンティティ

雇用と差別というテーマでは、例えば保健所に勤めていた父が同僚から差別を受け出世の道を断られたとか、教職退職者が教員時代は差別との闘いだったとか、初代生活相談員の日記に管内ではアイヌは就職が難しいと記してあった等々、過去に例を探せば枚挙にいとまがありません。では現在はどうかという、修学資金の手続きに来ている保護者に進路先を聞くと、どこそこに決まると嬉しそうに話すのを見るに、父の時代のような差別はないように思われます。ただ大人の世界もいじめがあり、まったくないとは言いません。

アイヌの若者たちの多くは協会活動に参加していないので、彼らとは会う事も話す機会もなく、彼らがアイヌだという自覚があるかどうか確かめるすべはありません。ごく少数の子が親からアイヌだと伝えられていて、そうした彼らと接点を持つのみです。

あからさまな差別があった時代は好むと好まざると関わらず、アイヌだと自覚させられてきました。しかしそう

した差別を受けていない人は、教えられない限り自分がアイヌだと自覚を持つ事ができません。そのため浦河のようなコタン（アイヌ民族の集落）の機能が失われた地域では、民族としての自覚を持たない若者が増えているように思います。

私は個人の民族性、あるいは民族のアイデンティティと職業は、互いに影響しあっていると考えています。それまで活発な民族活動をしていた人も、民族と関わりを持たない職業に就いたために、民族活動から遠ざかってしまう人が多いように思うからです。

札幌大学で始まったウレシパプロジェクト<sup>(1)</sup>ですが、第一期生を除き、奨学生は必ずしも最初からアイヌの事に関心があったわけではありません。しかしアイヌの事を勉強するうちに、卒業するころには、民族に関わる仕事をしたいと考えるようになります。

台湾原住民族と交流をする機会があり、一度は都会に出て働いたが原住民族の事がやりたいと思い故郷に戻った

という若者の話を聞きました。台湾には、そうしたシステムがあります。

アイヌにも同じ事が言えて、前述した通り少数ではあるもののアイヌだと自覚を持った若者がいます。その彼らが民族の事を仕事にしたいと思った時、彼らを支えるシステムが必要です。

もちろん自覚のない若者はどんどん同化しても良いという意味ではなく、アイヌだという自覚を持った人間をどう育てていくかを、真剣に議論しなければなりません。そのためにも、民族の事を仕事にできる職業が、アイヌの里に必要なのです。

私は民族専門員を、各自治体に置く必要があると考えています。現在全道には49の地方アイヌ協会がありますが、アイヌ協会がないところにはアイヌが住んでいないわけではありません。北海道は元々ヤウンモシリ、アイ

八重樫 志仁  
浦河町アイヌ生活相談員



ヌの土地なのです。また現在22の自治体に生活相談員がいますが、生活相談員はアイヌ協会の事務員ではありません。ましてや、民族の専門員でもありません。私は民族の事を学んだ若者が将来、民族の事を仕事にできるよう整備していくことを望んでいます。

(1)「ウレシパ（育て合い）プロジェクト」は、札幌大学で行われているアイヌの子弟を毎年一定数受け入れ、未来のアイヌ文化の担い手として育てるとともに、学内に、多文化共生コミュニティのモデルを創り出す仕組みを整えようとする取り組み。



アイヌ文化体験研修会にて、山菜採りの様子。

## アイヌ工芸と持続可能性



山崎 幸治

北海道大学アイヌ・先住民研究センター 准教授

### はじめに

現在、アイヌ民族は、北海道を中心としつつも日本および世界各地に居住し、多種多様な職業に就いて暮らしています。そのなかでアイヌ工芸を生業とする人々は多くはありません。しかし、本州における伝統工芸と同じく、その意義は経済的な側面からのみ評価されるものではなく、かけがえのない歴史的・文化的所産としての側面からも評価されるべきものです。ここではアイヌ工芸に焦点を絞り、そこでの課題とSDGsが掲げる目標9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」との関わりについて考えてみます。

### アイヌ工芸における課題

アイヌ工芸、とりわけ産業としてのアイヌ工芸は、「売り上げの減少」「市場の縮小」「担い手の不足」が連関する負のスパイラルとも呼びうる状況にあります。制作の現場では、「原材料の確保」と「担い手の育成」に特に頭を悩ませています。

原材料の確保については、木彫の素材となるカツラやイタヤカエデ、樹皮繊維から織られる布の素材となるオヒョウ、

ゴザの素材となる湿地帯に生育するガマなど、いずれも現在、その入手が厳しくなりつつあります。

担い手の育成については、商品としての工芸品制作に求められる技術を習得するには、一定のトレーニング期間を要するにも関わらず、その技術習得にいたるまでの生活を支える経済基盤が確保できないことが課題となっています。かつては、工芸作家や工房が住み込みの子弟を養いながら人材を育成することもありましたが、現在、そのような経済的余裕のある作家は皆無に等しいです。現役の作家においても、工芸品の制作販売のみでは生計を営めない場合もあり、補助的な収入の確保が課題となっています。

### 北海道の自然と課題

北海道には約554万haの森林が存在し、そのうち150万haがカラマツやトドマツなどの人工林です。これらの人工林は、人による定期的なメンテナンスが必要であり、それを怠ると暴風時などに大規模な災害を引き起こすこともあります。しかし、北海道に限らず日本の将来は、人口減少と高齢化が避けられない事態となっており、その担い手の確保が危ぶまれています。輸入木材との価格競争

でも厳しい戦いを強いられています。

明治以降、「開拓」の名のもとで北海道の自然環境は急激に変化してきました。北海道の自然の将来について、現状をふまえて再検討することが喫緊の課題となっているのです。森林管理に関わる認証制度など、動き出しつつある取り組みもあります。

### 課題を結びつける

近年、SDGsとともに、グリーンインフラという概念が注目されつつあります。グリーンインフラは、様々な定義がなされていますが、多様な分野、主体、空間でおこなわれる施策や事業、取り組みを推進しつつ、それらを自然の資源、多様な機能の活用の観点から連携を推進し、新たな社会的価値を創出する概念としてとらえられます。そこでの議論はSDGsと親和性が高いです。

筆者は、この二つの概念を用いることで、本稿でとりあげた、アイヌ工芸の課題と北海道の自然が抱える課題を結びつけて考えることが可能になると考えています。アイヌ工芸を志す若者が、その技術を身につけるまでの期間、北海道の森林などの自然管理の仕事にも携わる。ここでは工芸の素材となる樹木や植物など

の採取や植栽も含めた持続的な管理と利活用を図る。そのような北海道独自のグリーンインフラを構築できないでしょうか。SDGsは、このようなチャレンジを後押ししてくれるとともに、グローバルな視点から総合的かつ長期的なビジョンを提供してくれると考えています。



アットゥシ（樹皮繊維の布）の素材となるオヒョウの樹皮を剥ぐ。（2015年、筆者撮影）

## 不平等の是正に必要な政策とは？



中村 康利  
北海道新聞 記者

ここでは、目標 1「貧困をなくす」で述べたアイヌ民族の貧困の問題と、社会、文化面の不平等の是正という視点から、これまでのアイヌ政策を概観します。

近代のアイヌ政策としてよく知られるのが 1899 年（明治 32 年）に制定された北海道旧土人保護法です。アイヌ民族に 1 戸あたり最大 1 万 5 千坪（約 5ha）の土地を与え、貧困なアイヌ子弟で修学する者に授業料を支給することなどを盛り込みました。けれども、目標 1 で記したとおり経済的な是正効果は不十分でした。

アイヌ民族の経済的な困難はその後も続きました。北海道は 1961 年度（昭和 36 年度）から、国の支援を受けて、アイヌ民族向けに生活館や共同浴場の整備などを始めました。1974 年度（昭和 49 年度）に教育や福祉などの「北海道ウタリ福祉対策」を策定し、この延長で 2002 年度から現在の「アイヌの人たちの生活向上推進方策」を行っています。ただし、これらは少数者の価値観や文化など、多元的な社会の実現を保障しているわけではありませ

ん。

1997 年に制定されたアイヌ文化振興法は、文化振興と国民への啓発などを通して「アイヌの人々の民族としての誇り」を尊重する社会の実現などを目指しました。一方で、この法律は、教育や生活支援策と、どう関連づけるかを示さず、文化偏重と批判されました。その後、研究者、北海道アイヌ協会理事長、北海道知事らによる有識者懇談会が 2009 年にまとめて政府に提出したアイヌ政策の報告書<sup>(1)</sup>は、先住民族であるアイヌ民族に属する人々が、「自分たちの意思に従って、独自の文化を保持、発展することができる」ことが大事で、そのための方策のひとつとしては民族の誇りを持つことを阻む生活・教育格差の解消策が必要だという考えを示しました。

有識者懇談会の委員だった北海道大学アイヌ・先住民研究センターの常本照樹センター長（現在は政府のアイヌ政策推進会議委員）は、報告書で示した政府の進めるアイヌ政策について、「北海道『開拓』の歴史の中で国がアイヌ民族に対して負った特別の責任を

果たす」ために行うのだと説明しています。

一方、国連は 2007 年、先住民族の権利を保障する「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を採択しました。この宣言は、先住民族に対し、自分たちのことを自分たちで決めるという自己決定権に基づいて、民族独自の政治、

経済、社会、文化的な発展を認めています。現在のアイヌ政策はこうした権利をあまり認めていません。そのため、アイヌ民族、市民、研究者らが 2016 年に「アイヌ政策検討市民会議」という団体を設け、行政主導ではなく、アイヌ民族の自己決定権に基づくアイヌ政策をつくらうとしています。

アイヌ民族の政策に関係する主な出来事

1899 年	北海道旧土人保護法制定
1974 年	北海道ウタリ福祉対策始まる
1997 年	アイヌ文化振興法制定
2007 年	国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を採択
2008 年	衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を採択
2009 年	アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会が官房長官に報告書を提出、アイヌ政策推進会議（座長・官房長官）が発足
2016 年	アイヌ政策検討市民会議が発足

(1) アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会，2009，『報告書』。



## あなたのまちと先住民族のコミュニティ



平田 剛士  
フリーランス記者

あなたのまちには、だれが住んでいますか？

こう聞かれたら、家族・友だち・ご近所さん・お店屋さん……と、いろんな顔が思い浮かぶことでしょう。人は、一人きりではなかなか暮らしていきません。じかにつながったり、だれかを介してつながったりしながら、お互いに支え合って暮らすグループのことを、コミュニティ（共同体）と呼びます。

まちは大きなひとつのコミュニティですが、その中に小さなコミュニティをいくつも含んでいます。一番小さなコミュニティは家庭でしょう。学級も、町内会も、会社もコミュニティ。商店街の店主たちのコミュニティ、同じ趣味の人たちが集まったコミュニティ、同じ出身地の人たちでつくるコミュニティ、働く人たち同士のコミュニティ、なんていうものもあります。

このように多彩で自由なコミュニティが、それぞれ居場所を見つけて、いつまでも安心してそこにいられることが、SDGs がめざす「持続可能なまち」のひとつの条件だといえそうです。

でも、北海道のここ 150 年（19 世紀～ 21 世紀）ほどの歴史を振り返ってみると、先住民族アイヌのコミュニティは、本州方面から渡ってきた大勢の日本人入植者（国が決めた地域に働き手などとして送り込まれる人）たちの新しいコミュニティに押しやられて、どんどん居場所をうばわれてきたことが分かります。それはたとえば、北海道の地名の多くがアイヌ語だというのに、いま、北海道に暮らす人たちが話したり習ったり読み書きしたりしている言葉が、ほぼ完全に日本語だけ、という事実によく表れています（そういえば、この冊子もアイヌ語ではなく日本語で書かれていますね）。

コミュニティのメンバーには、すでに亡くなっているご先祖さんたちも加えてよいかも知れません。

1970 年代まで、一部の日本人の人類学者たちが、「研究のためだ」と理由をつけて、北海道各地のアイヌ墓地を掘り起こすなどして、合わせて数千人分ののぼる人骨を集めました。ひどい差別事件ですが、それら遺骨の地元コミュニティへの返還が少しずつ進み

出したのは、ようやく最近のことです。

2017 年 9 月に念願の再埋葬（ふたたびお葬式をしてお墓に埋め戻すこと）を果たした浦幌アイヌ協会会長の差間正樹<sup>さしままさき</sup>さんは、「80 人あまりの先祖が私たちの土地に帰って、今後は静かな眠りの中で、神様の世界と私たちの世界を行ったり来たりしながら、私たちとともに暮らしていく。先祖と神様と私たちの生活のスタートです」と語っていました。

80 数年ぶりにご先祖さんたちの遺骨を取り返して、このアイヌ・コミュ

ニティの人たちは、まさに万感の思いだったに違いありません。

あなたのまちには、だれが住んでいますか？ と聞かれて、家族・友だち・ご近所さん……と指を折るうちに、先住民族アイヌのコミュニティのことを、だれもがパツと思い浮かべるようなまち。過去のあやまちから目をそむけず、地元の先住民族コミュニティの権利をまわりのコミュニティのみんなが大切に守るまち一。

めざすべきゴールのひとつです。



80 数人の先祖たちの遺骨を取り返し、再埋葬地にクワ（墓標）を建立する浦幌アイヌ協会の人たち。（2017 年 9 月 19 日、浦幌町で、筆者撮影）



## アイヌ民族の参画と伝統知を活かした 自然資源の保全と活用

カントオロワ、ヤクサクノアランケブ、シネブカイサム。和語では「天から役目なしにおろされたものは一つもない」という意味のアイヌ語の格言です。近年、アイヌ文化振興・研究推進機構の広報に使われるなどして、だんだん知られるようになってきています。アイヌ民族の自然資源の利用について、例えば山菜の採集をするにしても、いただいて消費するのは、森林が産み育んだ利子分だけ、といった言い方・考え方とともに、自然（カムイ）を敬い、人間（アイヌ）のくらしとの調和性をたいせつにしたことを解説する文脈でよく用いられます。実際には、いつの時代のどこの人びとの暮らしが、そのような大らかで静的なものだったかについては、検証と議論の余地がありそうです。でも、こうした倫理観が、一人前の人間が備えるべき資質として重視され、多様多彩な物語にことよせるなどしながら伝わり、実生活の指針ともされてきたのです。

ところで、アイヌ民族の系譜を継ぐ人たちの中、とりわけ若い世代には、こうした古くからの知恵や知識は、ふ

れたことのない新奇なもので、にわかになじめない、という人たちが多いのではないのでしょうか。仮に、アイヌの伝統知とSDGsの理念との親和性が強調されるとしたら、その流れからは離れたところにいる人たちということになります。なぜなら、同化・抑圧の社会的力が主な要因となって、現代のアイヌの人びとは多くの場合、民族の伝統から心理的に遠いところに追いやられていたからです。

そうした問題状況について、この冊子の共同企画編集者の一人、阿部千里さんは、筆者との意見交換で次の3点に概括していました。私も同様の意見だったので、若干整理しながら提示します。①これまでの日本、中でも北海道における大規模開発（開拓）が、環境に配慮しない持続可能性の低い生産と消費のシステムをつくってきたこと。②その圧倒的な流れの中、アイヌ民族に対しては大きな制約があり、生産・消費の管理システムに参画できる機会がないか、あったとしてもきわめて限定的だったこと。③それらの歴史的要因は、アイヌの人びとが自民族の

伝統文化の特長を活かしながら資源利用のあり方を探り展望する可能性を、未だに制約していること。以上3点ですが総じて、民族としての存在の無視・軽視、未来の可能性の否定が、最も深刻な打撃、収奪だったのです。

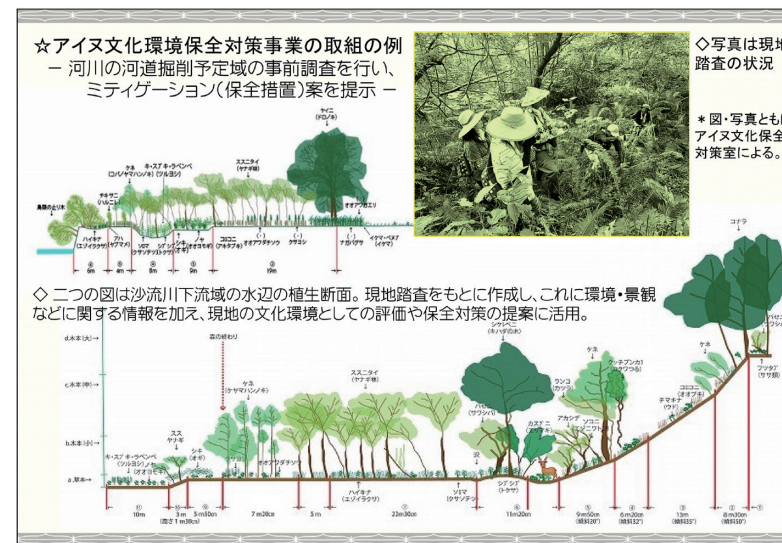
しかしながら、今後に希望を託したい動きも数多くあります。筆者の身近で言えば、沙流川流域IWOR（イオル＝伝統的生活空間）構想や、これに関連するアイヌ文化環境保全対策事業などです。詳述の余裕はないですが、下図は後者で実施されている沙流川下流域の河道掘削工事に伴う文化環境へ

の影響と対策に関する調査の一端を紹介しています。これらの取組は、アイヌの人たちをはじめとする地域住民の主體的参画と専門家との協働を重視しています。SDGs目標12のターゲットの一つに、人びとが持続可能なライフスタイルに関する情報・意識を持つ、との項目があります。少なくとも、これに向けた活動として大きな貢献ができますし、同様なターゲットは多いはず。地域の関係者はこの対策事業やIWOR構想を「沙流川があり、アイヌ文化があるかぎり」持続させるべき取組だと考えています。



吉原 秀喜

平取町アイヌ施策推進課  
(IWOR 事業担当/学芸員)



アイヌ文化環境保全対策事業の取組のイメージ（平取町アイヌ文化保全対策室の説明スライドより）

## 気候変動が北極圏の先住民族の暮らしに与える影響

今日の世界規模の気候変動は、人間の経済活動から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に蓄積され、かつてない速度の地球温暖化を引き起こしていることに起因します。ここでは、温暖化のスピードが地球全体の平均に比べて二倍の速さで進み、気候変動がもっとも顕著にみられる北極圏についてみてみましょう。

### 北極圏における環境変動

北極海を覆っている氷は 10 年間で 13.3% ずつ縮小しており、2080 年には夏は氷が姿を消すと予想されています (World Wildlife Foundation)。その結果、イッカクやホッキョクグマ、アザラシなどの野生生物は、絶滅の危機に瀕すると考えられます (World Wildlife Foundation)。その他、極寒の環境に適応して命をつないできた 21,000 の生物種も、同様の運命をたどるでしょう。北極圏の生物多様性の消失が進めば、それに直接依存するとともにその維持にも貢献してきた先住民族の生活にも深刻な影響が出ることは想像に難くありません。

### 北極圏の先住民族

北極圏にはノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、アイスランド、カナダ、ロシア、アメリカ合衆国の 8 か国の領土があり、総人口は 400 万人といわれています (Arctic Human Development Report)。かつては先住民族が自然と一体となって暮らしていましたが、過去 2, 3 百年の間に、多くの人々が漁業や工業開発を求めて南から移住してきた結果、現在の先住民族は総人口の 10% 程度になってしまいました。先住民族の人々は伝統的な生活を守りながら、同時に今日の変化する環境に適応しようと気候変動と格闘しています。

### 気候変動がサーミのトナカイ飼育に与える影響

北極圏のノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシア領内でトナカイ放牧に従事する先住民族サーミの人々は、トナカイのえさを求めて季節ごとに広大な距離を移動しなければなりません。川はかつてのようには凍らない

し、氷も厚くはなりません。したがって、凍った川の上をトナカイを追って移動するのは年々危険になっています。また、トナカイの主食ともいべき野生のコケは冬の間かつては柔らかな雪に覆われていましたが、今では雨の影響によって氷に変化し、トナカイが食べられない場合もあって、日々柔軟な対処が求められます。

### 先住民族の自決権の拡大

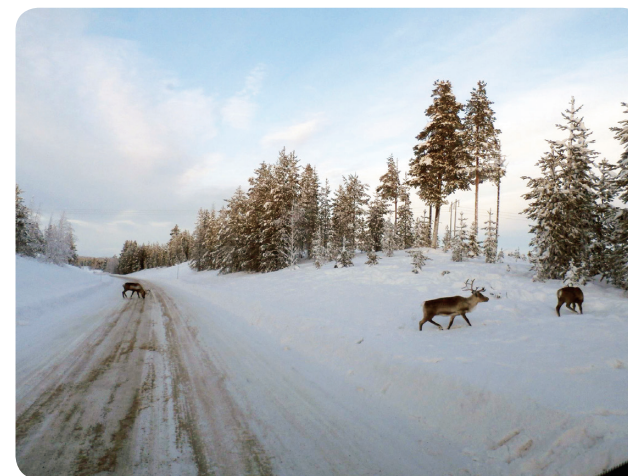
このようにサーミは自然と共に生きているため気候変動に影響されやすいのですが、他方、それに対処する術も<sup>すべて</sup>もっています。なぜならば、ローカル

な気候の変動や自然資源の利用に関しては、現在の気候学や生物学なども及ばないほどの知識体系 (Traditional Knowledge あるいは Traditional Ecological Knowledge) を太古の昔から代々蓄積し、厳しい北極圏の自然を生き抜いてきたからです。これは北極圏の先住民族にとどまらず、他の地域の先住民族も同様です。したがって、気候変動に起因する問題を持続的な方法で解決していくには、自然と共生してきた先住民族の知識体系を尊重するとともに、先住民族の自決権に基づく先住民族の統治構造を関係各国が認めていくことが重要です。



丸山 博

スウェーデン・ウプサラ大学 名誉博士  
「環境とマイノリティ」政策研究センター 所長



2014年2月、スウェーデンのヨックモックにて、筆者撮影

## アイヌ民族とサケ漁

北海道の豊かな水産物を代表する魚、サケ。海で大きく育ったサケを、生まれ故郷の川に帰ってきたところで獲り、人工的に孵化させて稚魚を放流することが、北海道各地の川で行われています。

規模の大きな網を使ってサケを獲るのは主に海。それに対して、川でのサケ漁は厳しく規制されてきました。海と川のこうした役割分担が、北海道各地に持ち込まれたのは、明治になってからのことです。

1879（明治2）年に設置された開拓使は、北海道の産業振興を進めようとしています。大きな利益をもたらすサケ漁にも強い関心を払い、漁業者に許可を与えて河口近くでの網を使ったサケ漁を活発に行わせます。

その一方で、開拓使は河川のサケ漁に規制を加えていきます。サケが上流でさかのぼっていく妨げになるとしてテス網という漁法を禁止したり、夜のサケ漁を禁止したり。そんな規制の一番の目的は、サケを繁殖させ、保護することでした。ここで注意しておきたいのは、こうした資源保全策が下流部

の河口近くでの漁業活動の奨励と対になっていたこと。海の近くで獲るために、上流を規制する、ということです。

開拓使やその後の官庁は、河川の上流部をサケが産卵し育つ繁殖場所として重視し、そこでのサケ漁を厳しく制限します。規制が強化されていく過程は、北海道内の河川すべてで一律ではなく、地域ごとに時期の違いがありました。千歳川の例を見てみます。

この川の歴史にとって非常に重いのは、1878（明治11）年10月に、開拓使が川でのサケ・マス漁について引き網以外の漁法を禁止するとともに、漁法を問わず夜の漁と支流での漁を禁止したことでした。千歳川は石狩川の支流なので、これによって千歳川のサケ漁はすべて禁止されてしまいます。この川はサケが豊富で、流域に住むアイヌ民族は、サケを重要な食料として暮してきました。そのサケ漁が、ある日一方的に違法とされて、権利を根本から否定されたのです。この重要な決定に先立って開拓使は、具体的な代替措置を何も用意していませんでした。

開拓使廃止と同時に設置された札幌

県は、1882（明治15）年の秋以降、千歳川流域に監守人を派遣して、「密漁」を厳しく取り締まります。「密漁」とは、アイヌ民族が生活のためにそれまでおこなってきたサケ漁に他なりません。千歳川流域のアイヌ民族は、取り締まりをかいくぐってサケ漁を続けます。

1888（明治21）年、北海道庁が千歳川沿いに人工孵化場を新設し、サケ

の人工孵化事業が開始されます。孵化場では、親サケの捕獲などの労働に地元アイヌ民族を雇用し、その労働の対価に産卵後のサケを配付しました。アイヌ民族の食料を確保しようという配慮だったとは言えますが、1878（明治11）年10月にサケ漁の権利を一方的に奪ったという根本には、何の変化もありませんでした。



山田 伸一

北海道博物館 学芸員



千歳川沿いのサケ孵化場（明治末）  
北大附属図書館編『明治大正期の北海道：写真と目録』より

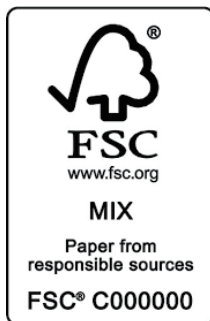
## 生物多様性保全、森林認証制度と先住民族

地球環境を守ろうという大きな政策枠組みには、1992年の国連環境開発会議で確立した2つの柱があります。「気候変動枠組条約」を軸にした地球温暖化の防止、そして「生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity)」を軸に、多様な生態系、種、そして生物の素材ともいえる遺伝資源の保全です。目標 15「陸の豊かさを守ろう」は、この「生物多様性条約」の考え方に強く連動し、とくにその陸上の生物多様性の保護に関係しています。地球温暖化による砂漠化や干ばつ、過度な開発事業で、豊かな生態系をもった森林や湿原、里山などが減少し、そこに生活していた動物や植物を絶滅に追い込み（絶滅種や絶滅危惧種の増加）、その遺伝資源を損失させています。同時に、そうした生態系と共存して暮らしてきた先住民族（人民）や伝統的小規模農民、山村民を貧困に追い込み、その文化を消滅させています。

「生物多様性条約」では、第8条j項で、とくに、生態系への豊かな知識・知恵を文化としてもつ先住民族・地域

コミュニティの人たちの重要な役割として生態系の利用やその利益の配分などを認めています。逆にこうした人びとの権利や文化を守ることで、バランスの取れた陸上における生態系・生物多様性の保全を目標 15 は求めているのです。

中でも、地球上の酸素の供給源でもある森林の保護は、重要な課題で、これにはアイヌ民族をはじめ、各地の先住民族が関係しています。そして、これを先住民族の権利の尊重という形で前進させようという運動に森林認証制度があります。1992年の国連環境開発会議では熱帯林、寒帯林の大量伐採、中でも違法伐採が問題となり、適正に管理された森林から産出した木材及びその製品に認証マークを付与する制度が模索されました。そして、1994年に独立した国際認証運用機関として「森林管理協議会 (FSC)」が誕生し、2010年にはその日本事務所「FSC



FSC ロゴマーク

ジャパン」も正式に発足しました。この特徴のひとつは、認証運用の基準となる10の原則の内、原則3で「先住民族の権利の保護」を明確化していることです。

FSC ジャパンは、2013年、北海道の森林管理において、先住民族としてのアイヌ民族の権利尊重を認証の前提とする立場を明らかにしました。その結果、2014年には北海道で活動する大手製紙会社と北海道アイヌ協会の話合いが始まり、翌2015年には同アイヌ協会副理事長の阿部ユポさんなどが参加する形で、FSC ジャパンの国

上村 英明  
市民外交センター 代表  
恵泉女学園大学 教授



内認証基準の改定も行われました。また、2016年にはFSC国際理事会の諮問委員会のひとつである「先住民族常設委員会」の委員に、アイヌ民族で1990年代から二風谷で森林保全の運動を行ってきた貝澤耕一さん（NPO法人チコロナイ理事長）が就任しています。FSCは、目標15を中心にSDGsへの貢献を2017年「バンクーバー宣言」で確認しており、2018年には日本で国際理事会が開催され、日本政府や企業への働きかけが行われました。



生物多様性条約・第10回締約国会議（2010年、名古屋）の会場で、サーミ民族の代表と。プレートのILCsは「先住民族・地域コミュニティ（Indigenous and Local Communities）」

## FPIC

### —自由意思による、事前の、十分な情報にもとづく、同意

先住民族の権利尊重をもとめる国際的な活動のなかで提唱されてきた自決権を保障する重要なツールの1つとして「Free Prior Informed Consent: FPIC」があります。先住民族に影響する行為がなされる際に、「自由意思による、事前の、十分な情報にもとづく、同意」を求めるものです。生物多様性条約、UNDRIP (United Nations Declaration on the Rights of Indigenous People: 先住民族の権利に関する国際連合宣言)などの国際条約において規定されています。

UNDRIP 採択から 10 年以上がたつものの、法的拘束力がないことから十分な履行につながっていない一方で、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council: FSC)、持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO) などの国際認証制度やビジネスと人権に関する指導原則などに取り入れられ、先住民族の権利侵害を防ぐ手法として FPIC の履行が求められるようになってきました。これらの認証制度自体はボランティアな仕組みであるものの、たとえば FSC 森林認証の場合、認証取得している企業や森林組合、自治体などは、森林施業にあたって先住民族の慣習的な権利の尊重が求めら

れており、新しい FSC 認証基準 (第 5 版) では先住民族の権利保障が強化され、UNDRIP の遵守と FPIC の実施が明記されました。

FSC では FPIC 実施のためのガイドラインを策定しており、6 つのプロセスを提示しています。

1) 森林施業によって影響をうける権利保有者である先住民族コミュニティ・個人の特定をおこないます。かりに現在 FSC 認証林周辺に暮らしていなくても、文化的に重要なサイトがあったり、狩猟、採取などで森林を慣習的に利用していたり、さまざまな関与を想定した協議体制を構築することが重要です。

2) 特定されたコミュニティ・個人との FPIC プロセスの準備をします。森林施業で FSC 認証基準のもとめる項目が満たされているかを確認し、FPIC を議論するための利害関係者を含む作業部会を設置し、対話、情報共有方法などを決めます。

3) 当該地域における権利、資源、土地及び領域に関する影響評価を実施します。幅広い参画にもとづいたコミュニティマッピング、影響評価を協働でおこないます。

4) 森林施業によって起きうる影響につ

いて先住民族へ告知します。コミュニティが同意プロセスへ進むかどうかを十分な情報にもとづく、自由意志による判断でおこないます。

5) FPIC 提案について交渉し、同意の可否を決定します。同意にあたって、利益分配、影響の回避、軽減方法、補償条件など、苦情処理・紛争解決の手続きについても規定することが求められています。影響は事前にわかり得ないことも多く定期的なモニタリングが必須となります。

6) 同意を公式なものとし、検証・実施・モニタリング体制を構築します。コミュニティが総意として同意を得る必要があります。少数の意見を排除するものであってはいけません。また、同意プロセスの第三者による検証も求められています。社会的影響は事前にわからないことも多いため、正式な協定締結後も定期的なモニタリングによって、新しい情報、影響など出てきた場合には再交渉を要求、同意を無効とすることもあります。

現在北海道には約 5 万

ha の FSC 認証林がありますが、新基準の適用後、これらの認証対象地域において、UNDRIP および ILO (国際労働機関) 第 169 号条約で規定されている先住民族の慣習的な権利・文化の保障について、FPIC が実施されることとなります。FPIC には十分な時間と費用を確保する必要があります。拙速な同意のとりつけは逆に対立をもたらすこともありえるため、慎重な履行が求められています。FPIC は一度締結されれば終わりというわけではなく継続的な対話をつづけていくなかで構築されていくものです。今後、FPIC プロセスを規定したコミュニティプロトコルの策定などの取りくみが進むことが期待されています。



インドネシア・中カリマンタン、コミュニティマッピングの様子 (筆者撮影)



内藤 大輔

京都大学東南アジア研究所・研究員  
国際林業研究センター・サイエンティスト

## 先住民族に対する謝罪

そもそも先住民族に対する謝罪はなぜ必要なのでしょうか？台湾の蔡英文<sup>ツァイ インウェン</sup> 総統は2016年8月1日に台湾先住民族に対して謝罪しましたが、こう述べています。「台湾というこの土地は、400年前にすでに住んでいた人がいました。これらの人々はもともと自らの生活を営み、自らの言語、文化、習俗、生活領域を持っていました。そして、彼らの同意なくして、この土地に別のエスニック・グループがやってきたのです。…後から来た人々が、最初にいたグループの人たちから、すべてを奪ったのです。」

先住民族は近代国家とは異なるとは言え、独自のシステムで自律的な社会を形成していた集団です。その集団があとから来た人々が打ち立てた国家によって土地を奪われ、強制的に国家に統合され、いわば国内の植民地として収奪されていきます。宗主国が海外に持っていた植民地のほとんどは、20世紀後半に独立し、領土と主権を回復しました。しかし、内国植民地の独立は認められませんでした。

こうした先住民族に対する歴史的不正義は長いあいだ不問に付されていましたが、20世紀後半からの人権意識の高揚を背景に、国家建設の基盤にある先住民族の土地の収奪と彼らに対する同化政策に対する国の責任を問う声が強まり、1990年代以降、国の政策の犠牲者となった先住民族に対する国家謝罪が次々と行われるようになりました。これまでに、ノルウェー、スウェーデン、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、台湾などの国々が先住民族に対して謝罪しています。

日本の場合はどうでしょうか。日本は長いあいだ、アイヌ民族を先住民族として認めませんでした。2008年6月6日、アイヌ民族を先住民族として認めることを求める国会決議が両院で採択され、それを踏まえて、政府がようやくアイヌ民族を日本の先住民族として認めました。しかし、政府による謝罪は行われていません。なぜでしょうか？それは本格的な国家謝罪はとても重い扉で、なかなか開かない



寺地 五一

アオテアロア・アイヌモシリ交流プログラム 事務局

からです。それを開かせるには市民社会の力が必要です。

オーストラリアの例を考えてみましょう。「盗まれた世代」と呼ばれる、同化政策の犠牲者となった先住民に対する政府調査委員会が設置されたのが1995年。翌年、調査委員会は報告書のなかで犠牲者とその子孫に対する謝罪を提言します。しかし、政府は謝罪を拒否します。一方、政府は、和解努力を進めるべく、1991年にアボリジニ和解委員会を設置します。こうした流れのなかで、国による公式謝罪を求める声が市民社会からつつと沸き上がってきます。それに呼応して、労

働党は2008年総選挙の公約に先住民族への公式謝罪を盛り込み、総選挙後の連邦議会冒頭でラッド首相が謝罪しました。アボリジニ和解委員会設置からほぼ20年たっていました。

日本でも、私たち市民社会が政府に対してアイヌ民族に対する謝罪を強く求めなければ、国家謝罪の扉は開かれないでしょう。しかし、謝罪を政府に求めればすむ訳ではありません。公正な市民社会を目指すのなら、私たち自らが謝罪の気持ちをアイヌ民族に表明し、和解努力を続けていく必要がある—このことを忘れないようにしたいものです。



メルボルン市フェデレーション広場でラッド首相の謝罪演説中継に見入る8千人の市民 (撮影者 Virginia Murdoch Wikimeida Commons)

## 先住民族基本法の制定

アイヌ民族は、植民地支配が始まる以前には、アイヌモシリにおいて、自然に適合した独自の文化・歴史を形成し、信仰や価値観、知識を保存してきた民族です。明治政府によって1869年に植民地政策が始まると、アイヌモシリは分割され、土地や資源を奪われ、同化政策によって、言語・文化・宗教を禁止、奪われました。しかし、強力な植民地政策・強制同化主義によっても、アイヌ民族がアイヌとしてのアイデンティティを失わなかったことは、民族としての誇りを実証するとともに国内的に国際的に先住民族政策の実現に向けての大きな力となっています。

1987年以来、アイヌ民族は国際連合の人権委員会・先住民作業部会に継続して参加し、先住民族としての権利回復を一貫して訴えてきたことは、2007年9月13日の国連による「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択、そして、2008年6月6日、日本における衆・参両院の国会決議「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の採択に結びつきました。

こうした粘り強い活動の成果によって、日本政府が、「国際社会に責任ある立場にある政府」であると言えるようになってきていると思います。こうした背景のもとで、アイヌ政策の在り方を検討する作業、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が、国内ばかりでなく国際的にも大きな関心を集めていることを認識しなくてはなりません。

### 1. アイヌ政策のあり方に求める基本的観点

- ① 幕藩体制から明治維新までの人権侵害と資源の収奪、交易の制限・禁止、国境画定によるアイヌモシリの分断
- ② 明治維新から第2次世界大戦の終結までの、開拓という名での植民地政策の展開、旧土人としての制度的・法的差別、同化政策・強制連行・強制移住、土地・資源の収奪
- ③ 第2次世界大戦の終結から現在まで、単一民族国家という言説によりアイヌ民族の存在の否定、同化が完

了し、アイヌ民族はもういないとする誤った認識、人権教育の不在、広範な人権侵害

- ④ 真実和解委員会を設置し調査を行い、先住民族の権利を実現すること、アイヌ民族に謝罪すること

### 2. アイヌ民族に関する先住民族としての権利を法制化すること

- ① 「アイヌ民族基本法」を制定すること
- ② 広範な文化の実践のため、狩猟・漁労・採集の法的保障、現行の諸法令にアイヌ民族の権利を明記する

### 3. アイヌ政策を、日本政府が直接実施・責任を負うべき「先住民族政策」とすること

- ① 1984年アイヌ民族要求の「アイ

ヌ民族に関する法律」6項目、実現

- ② 日本国憲法98条2項に基づき「先住民族の権利に関する国連宣言」を実施すること
- ③ 「民族自立化基金」を実施すること
- ④ 「自己決定権」を行使する場をつくること

### 4. 緊急提言

- ① 教育支援
- ② 生活支援（古老への年金・医療・介護）
- ③ 低所得支援（低家賃住宅・共同住宅）
- ④ 「アイヌ民族生活支援法」の制定（雇用・労働・職業訓練）
- ⑤ 事業者対策・低利融資制度



## 世界の先住民族間のパートナーシップ

### 先住民族間の話し合い

国境を越えた先住民族間のパートナーシップは1956年のサーミ評議会(Saami Council)にさかのぼります。1973年、カナダ、グリーンランド、ヨーロッパの先住民族組織は、共通の課題に取り組むため、国際的な先住民族会議「北極民族会議」(Arctic Peoples Conference)をコペンハーゲンで開きました。1977年にはカナダ、アラスカ、グリーンランドのイヌイトがイヌイト北極圏会議(Inuit Circumpolar Conference)を創設しました。現在、同会議は北極圏の資源管理や環境保全の政府間フォーラム北極評議会(Arctic Council)の終身参加者(permanent participant)として他の先住民族組織とともに、政府間フォーラムの意思決定にかかわっています。

1982年、国連差別防止少数者保護小委員会(UN Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities)がマルティネス・コーボー(Martinez Cobo)の「先住民族への差別問題の研究」(Study of the Problem of Discrimination Against Indigenous Peoples)を踏まえ、



先住民族作業部会をつくりました。同部会は、先住民族間のパートナーシップとNGOなどの支援を背景に、2007年、先住民族の権利に関する国連宣言が成立する原動力になりました。

権利宣言から10年後の2017年、その実施状況を検証するため、札幌の「環境とマイノリティ」政策研究センター(代表丸山博)と「アイヌ女性会議」(代表多原良子)がスウェーデンとフィンランドの二つの世界的な研究センターと連携して、先住民族アート・ワークショップと先住民族政策に関する学術会議を札幌で開催しました。会場には北米、北欧、ハワイを中心に海外から70名もの一線級の研究者や芸術家が集まり、30名を超えるアイヌの活動家や芸術家も加わって、新たなグローバル・パートナーシップが形成されました。(丸山)

### 海外先住民族に学ぶ研修

アオテアロア(ニュージーランドを意味するマオリ語)の先住民族マオリは、多くの文化復興と権利回復を自らのイニシアチブで成し遂げている先住民族です。アオテアロア・アイヌモシリ交流プログラムはそのマオリ民族の復興の歴史と現在の取り組みを学ぶプログラムです。

2013年に第一回の現地研修を行い、1カ月にわたってニュージーランド北島各地を訪れ、言語、教育、文化・伝統の継承、マオリ・ビジネス、メディアなど多様な分野でマオリの人たちの取り組みを学びました。各地のマラエ(伝統的集会所)ではマオリの人たちから熱い歓迎を受け、マオリの人たちの温かさや心の大きさを肌で感じました。2018年2月には10日間の第二回研修を実施しました。第一回はマオリ復興を広く学ぶ研修でしたが、第二回はワークショップや話し合いを通して、マオリ復興を学ぶことによって、私たちアイヌが何をすべきかについて深く考える研修でした。



このプログラムでは、研修団を派遣するだけでなく、カウンターパートのAMOのベンサム・オーヒアさんを招聘するなど、受け入れのプログラムも実施しています。

私はこれまで三度アオテアロアを訪れていますが、訪れるたびに、マオリの人たちからアイヌであることに自信をもらいます。彼らはアイヌであっていい、アイヌとして出来ることをやればいいと励ましてくれます。先住民族同志だからこそその絆と連帯が私たちのプログラムを支えています。私たちはこのプログラムを通して、アイヌ民族の未来を切り拓く次世代のアイヌのリーダーが育って欲しいと願っています。(島田)

丸山博

スウェーデン・ウプサラ大学 名誉博士  
「環境とマイノリティ」政策研究センター 所長

島田 あけみ

アオテアロア・アイヌモシリ交流プログラム実行委員会 代表

17 パートナーシップで  
目標を達成しよう





# 持続可能な開発目標 (SDGs)

目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

目標 2. 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

目標 4. すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

目標 8. 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。

目標 9. 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する。

目標 11. 包括的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する。

目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(外務省仮訳)



# 先住民族の権利に関する国際連合宣言

国連総会第 61 会期 2007 年 9 月 13 日採択  
(国連文書 A/RES/61/295 付属文書)

総会は、国際連合憲章の目的および原則、ならびに憲章に従い国家が負っている義務の履行における信義誠実に導かれ、

すべての民族が異なることへの権利、自らを異なると考える権利、および異なる者として尊重される権利を有することを承認するとともに、先住民族が他のすべての民族と平等であることを確認し、

すべての民族が、人類の共同遺産を成す文明および文化の多様性ならびに豊かさに貢献することもまた確認し、

国民的出自または人種的、宗教的、民族的ならびに文化的な差異を根拠として民族または個人の優越を基盤としたり、主唱するすべての教義、政策、慣行は、人種差別主義であり、科学的に誤りであり、法的に無効であり、道義的に非難すべきであり、社会的に不正であることをさらに確認し、

先住民族は、自らの権利の行使において、いかなる種類の差別からも自由であるべきことをまた再確認し、

先住民族は、とりわけ、自らの植民地化とその土地、領域および資源の奪取の結果、歴史的な不正義によって苦しみ、したがって特に、自身のニーズ（必要性）と利益に従った発展に対する自らの権利を彼／女らが行使することを妨げられてきたことを懸念し、

先住民族の政治的、経済的および社会的構造と、自らの文化、精神的伝統、歴史および哲学に由来するその生得の権利、特に土地、領域および資源に対する自らの権利を尊重し促進させる緊急の必要性を認識し、

条約や協定、その他の国家との建設的取決めで認められた先住民族の権利を尊重し促進する緊急の必要性をさらに認識し、

先住民族が、政治的、経済的、社会的および文化的向上のために、そしてあらゆる形態の差別と抑圧に、それが起こる至る所で終止符を打つために、自らを組織しつつあるという事実を歓迎し、

先住民族とその土地、領域および資源に影響を及ぼす開発に対する先住民族による統制は、彼／女らが、自らの制度、文化および伝統を維持しかつ強化すること、そして自らの願望とニーズ（必要性）に従った発展を促進することを可能にすると確信し、

先住民族の知識、文化および伝統的慣行の尊重は、持続可能で衡平な発展と環境の適切な管理に寄与することもまた認識し、

先住民族の土地および領域の非軍事化の、世界の諸国と諸民族の間の平和、経済的・社会的進歩と発展、理解、そして友好関係に対する貢献を強調し、

先住民族の家族と共同体が、子どもの権利と両立させつつ、自らの子どもの養育、訓練、教育および福利について共同の責任を有する権利を特に認識し、

国家と先住民族との間の条約、協定および建設的な取決めによって認められている権利は、状況によって、国際的な関心と利益、責任、性質の問題であることを考慮し、

条約や協定、その他の建設的な取決め、ならびにそれらが示す関係は、先住民族と国家の間のより強固なパートナーシップ（対等な立場に基づく協働関係）の基礎であることもまた考慮し、

国際連合憲章、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、そして市民的及び政治的権利に関する国際規約、ならびにウィーン宣言および行動計画が、すべての民族の自己決定の権利ならびにその権利に基づき、彼／女らが自らの政治的地位を自由に決定し、自らの経済的、社会的および文化的発展を自由に追求することの基本的な重要性を確認していることを是認し、

本宣言中のいかなる規定も、どの民族に対しても、国際法に従って行使されることの、その自己決定の権利を否認するために利用されてはならないことを心に銘記し、

本宣言で先住民族の権利を承認することが、正義と民主主義、人権の尊重、非差別と信義誠実の原則に基づき、国家と先住民族の間の調和的および協力的な関係の向上につながることを確信し、

国家に対し、先住民族に適用される国際法文書の下での、特に人権に関連する文書に関するすべての義務を、関係する民族との協議と協力に従って、遵守しかつ効果的に履行することを奨励し、

国際連合が先住民族の権利の促進と保護において演じるべき重要かつ継続する役割を有することを強調し、

本宣言が、先住民族の権利と自由の承認、促進および保護への、そしてこの分野における国際連合システムの関連する活動を展開するにあたっての、更なる重要な一歩前進であることを信じ、

先住民族である個人は、差別なしに、国際法で認められたすべての人権に対する権利を有すること、およびその民族としての存立や福祉、統合的發展にとって欠かすことのできない集団としての権利を保有していることを認識かつ再確認し、

先住民族の状況が、地域や国によって異なること、ならびに国および地域的な特性の重要性と、多様な歴史および文化的背景が考慮されるべきであることもまた認識し、

以下の、先住民族の権利に関する国際連合宣言を、パートナーシップ（対等な立場に基づく協働関係）と相互尊重の精神の下で、達成を目指すべき基準として厳粛に宣言する。

第1条  
【集団および個人としての人権の享有】  
先住民族は、集団または個人として、国際連合憲章、世界人権宣言および国際人権法に認められたすべての人権と基本的自由の十分な享受に対する権利を有する。

第2条  
【平等の原則、差別からの自由】  
先住民族および個人は、自由であり、かつ他のすべての民族および個人と平等であり、さらに、自らの権利の行使において、いかなる種類の差別からも、特にその先住民族としての出自あるいはアイデンティティ（帰属意識）に基づく差別からも自由である権利を有する。

第3条  
【自己決定権】  
先住民族は、自己決定の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、自らの政治的地位を自由に決定し、ならびにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する。

第4条  
【自治の権利】  
先住民族は、その自己決定権の行使において、このような自治機能の財源を確保するための方法と手段を含めて、自らの内部的事務および地方的問題に関連する事柄における自律あるいは自治に対する権利を有する。

第5条  
【国政への参加と独自の制度の維持】  
先住民族は、国家の政治的、経済的、社会的および文化的な生活に、彼／女らがそう選

択すれば、完全に参加する権利を保持する一方、自らの独自の政治的、法的、経済的、社会的および文化的制度を維持しかつ強化する権利を有する。

第6条  
【国籍に対する権利】  
すべての先住民族である個人は、国籍／民族籍に対する権利を有する。

第7条  
【生命、身体の自由と安全】  
1. 先住民族である個人は、生命、身体および精神的一体性、自由ならびに安全に対する権利を有する。  
2. 先住民族は、独自の民族として自由、平和および安全のうちに生活する集団的権利を有し、集団からの別の集団への子どもの強制的引き離しを含む、ジェノサイド（特定の集団を対象とした大量虐殺）行為または他のあらゆる暴力行為にさらされてはならない。

第8条  
【同化を強制されない権利】  
1. 先住民族およびその個人は、強制的な同化または文化の破壊にさらされない権利を有する。  
2. 国家は以下の行為について防止し、是正するための効果的な措置をとる：  
(a) 独自の民族としての自らの一体性、その文化的価値観あるいは民族的アイデンティティ（帰属意識）を剥奪する目的または効果をもつあらゆる行為。  
(b) 彼／女らからその土地、領域または資源を収奪する目的または効果をもつあらゆる行為。

(c) 彼／女らの権利を侵害したり損なう目的または効果をもつあらゆる形態の強制的な住民移転。

(d) あらゆる形態の強制的な同化または統合。

(e) 彼／女らに対する人種的または民族的差別を助長または扇動する意図をもつあらゆる形態のプロパガンダ（デマ、うそ、偽りのニュースを含む広報宣伝）。

第9条  
【共同体に属する権利】  
先住民族およびその個人は、関係する共同体または民族の伝統と慣習に従って、先住民族の共同体または民族に属する権利を有する。いかなる種類の不利益もかかる権利の行使から生じてはならない。

第10条  
【強制移住の禁止】  
先住民族は、自らの土地または領域から強制的に移動させられない。関係する先住民族の自由で事前の情報に基づく合意なしに、また正当で公正な補償に関する合意、そして可能な場合は、帰還の選択肢のある合意の後でなければ、いかなる転住も行われな

第11条  
【文化的伝統と慣習の権利】  
1. 先住民族は、自らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学および歴史的な遺跡、加工品、意匠、儀式、技術、視覚芸術および舞台芸術、そして文学のような過去、現在および未来にわたる自らの文化的表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利が含ま

れる。  
2. 国家は、その自由で事前の情報に基づく合意なしに、また彼／女らの法律、伝統および慣習に違反して奪取されたその文化的、知的、宗教的およびスピリチュアル（霊的、超自然的）な財産に関して、先住民族と連携して策定された効果的な仕組みを通じた、原状回復を含む救済を与える。

第12条  
【宗教的伝統と慣習の権利、遺骨の返還】  
1. 先住民族は、自らの精神的および宗教的伝統、慣習、そして儀式を表現し、実践し、発展させ、教育する権利を有し、その宗教的および文化的な遺跡を維持し、保護し、そして私的にそこに立ち入る権利を有し、儀式用具を使用し管理する権利を有し、遺骨の返還に対する権利を有する。  
2. 国家は、関係する先住民族と連携して公平で透明性のある効果的な措置を通じて、儀式用具と遺骨のアクセス（到達もしくは入手し、利用する）および／または返還を可能にするよう努める。

第13条  
【歴史、言語、口承伝統など】  
1. 先住民族は、自らの歴史、言語、口承伝統、哲学、表記方法および文学を再活性化し、使用し、発展させ、そして未来の世代に伝達する権利を有し、ならびに独自の共同体名、地名、そして人名を選定しかつ保持する権利を有する。  
2. 国家は、この権利が保護されることを確保するために、必要な場合には通訳の提供または他の適切な手段によって、政治的、法的、行政的な手続きにおいて、先住民族が理解できかつ理解され得ることを確保す

るために、効果的措置をとる。

#### 第 14 条

##### 【教育の権利】

1. 先住民族は、自らの文化的な教育法および学習法に適した方法で、独自の言語で教育を提供する教育制度および施設を設立し、管理する権利を有する。

2. 先住民族である個人、特に子どもは、国家によるあらゆる段階と形態の教育を、差別されずに受ける権利を有する。

3. 国家は、先住民族と連携して、その共同体の外に居住する者を含め先住民族である個人、特に子どもが、可能な場合に、独自の文化および言語による教育に対してアクセス（到達もしくは入手し、利用）できるよう、効果的措置をとる。

#### 第 15 条

##### 【教育と公共情報に対する権利、偏見と差別の除去】

1. 先住民族は、教育および公共情報に適切に反映されるべき自らの文化、伝統、歴史および願望の尊厳ならびに多様性に対する権利を有する。

2. 国家は、関係する先住民族と連携および協力して、偏見と闘い、差別を除去し、先住民族および社会の他のすべての成員の間での寛容、理解および良好な関係を促進するために、効果的措置をとる。

#### 第 16 条

##### 【メディアに関する権利】

1. 先住民族は、独自のメディアを自身の言語で設立し、差別されずにあらゆる形態の非先住民族メディアへアクセス（到達もしくは入手し、利用）する権利を有する。

2. 国家は、国営メディアが先住民族の文化的多様性を正当に反映することを確保するため、効果的措置をとる。国家は、完全な表現の自由の確保を損なうことなく、民間のメディアが先住民族の文化的多様性を十分に反映することを奨励すべきである。

#### 第 17 条

##### 【労働権の平等と子どもの労働への特別措置】

1. 先住民族である個人および先住民族は、適用可能な国際および国内労働法の下で確立されたすべての権利を全面的に享受する権利を有する。

2. 国家は、先住民族の子どもたちを経済的搾取から保護するため、および危険性があり、もしくは子どもの教育を阻害したり、子どもの健康もしくは肉体的または精神的、スピリチュアル（霊的、超自然的）、道徳的もしくは社会的な発達に対して有害であると思われるようないかなる労働にも従事しないよう保護するため、彼／女らが特に弱い存在であることと、そのエンパワメント（能力・権利の強化）のために教育が重要であることを考慮に入れつつ、先住民族と連携および協力し特別な措置をとる。

3. 先住民族である個人は、労働や、特に雇用、または給与のいかなる差別的条件にも従わせられない権利を有する。

#### 第 18 条

##### 【意思決定への参加権と制度の維持】

先住民族は、自らの権利に影響を及ぼす事柄における意思決定に、自身の手続きに従い自ら選んだ代表を通じて参加し、先住民族固有の意思決定制度を維持しかつ発展させる権利を有する。

#### 第 19 条

##### 【影響する立法・行政措置に対する合意】

国家は、先住民族に影響を及ぼし得る立法的方法または行政的措置を採択し実施する前に、彼／女らの自由で事前の情報に基づく合意を得るため、その代表機関を通じて、当該の先住民族と誠実に協議し協力する。

#### 第 20 条

##### 【民族としての生存および発展の権利】

1. 先住民族は、自らの政治的、経済的および社会的制度または機関を維持しかつ発展させる権利、生存および発展の独自手段の享受が確保される権利、ならびに自らのすべての伝統的その他の経済活動に自由に従事する権利を有する。

2. 自らの生存および発展の手段を剥奪された先住民族は、正当かつ公正な救済を得る権利を有する。

#### 第 21 条

##### 【経済的・社会的条件の改善と特別措置】

1. 先住民族は、特に、教育、雇用、職業訓練および再訓練、住宅、衛生、健康、ならびに社会保障の分野を含めて、自らの経済的および社会的条件の改善に対する権利を差別なく有する。

2. 国家は、彼／女らの経済的および社会的条件の継続した改善を確保すべく効果的な措置および、適切な場合は、特別な措置をとる。先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、および障がいのある人々の権利と特別なニーズ（必要性）に特別な注意が払われる。

#### 第 22 条

【高齢者、女性、青年、子ども、障がいのある人々などへの特別措置】

1. この宣言の実行にあたって、先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、そして障がいのある人々の権利と特別なニーズ（必要性）に特別な注意が払われる。

2. 国家は、先住民族と連携して、先住民族の女性と子どもがあらゆる形態の暴力と差別に対する完全な保護ならびに保障を享受することを確保するために措置をとる。

#### 第 23 条

##### 【発展の権利の行使】

先住民族は、発展に対する自らの権利を行使するための優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有する。特に、先住民族は、自らに影響を及ぼす健康、住宅、その他の経済的および社会的計画を展開し決定することに積極的に関わる権利を有し、可能な限り、自身の制度を通じてそのような計画を管理する権利を有する。

#### 第 24 条

##### 【伝統医療と保健の権利】

1. 先住民族は、必要不可欠な医療用の動植物および鉱物の保存を含む、自らの伝統医療および保健の実践を維持する権利を有する。先住民族である個人は、また、社会的および保健サービスをいかなる差別もなく利用する権利を有する。

2. 先住民族である個人は、到達し得る最高水準の身体的および精神的健康を享受する平等な権利を有する。国家はこの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、必要な措置をとる。

## 第 25 条

### 【土地や領域、資源との精神的つながり】

先住民族は、自らが伝統的に所有もしくはその他の方法で占有または使用してきた土地、領域、水域および沿岸海域、その他の資源との自らの独特な精神的つながりを維持し、強化する権利を有し、これに関する未来の世代に対するその責任を保持する権利を有する。

## 第 26 条

### 【土地や領域、資源に対する権利】

1. 先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。
2. 先住民族は、自らが、伝統的な所有権もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利を有する。
3. 国家は、これらの土地と領域、資源に対する法的承認および保護を与える。そのような承認は、関係する先住民族の慣習、伝統、および土地保有制度を十分に尊重してなされる。

## 第 27 条

### 【土地や資源、領域に関する権利の承認】

国家は、関係する先住民族と連携して、伝統的に所有もしくは他の方法で占有または使用されたものを含む先住民族の土地と領域、資源に関する権利を承認し裁定するために、公平、独立、中立で公開された透明性のある手続きを、先住民族の法律や慣習、および土地保有制度を十分に尊重しつつ設立し、かつ実施する。先住民族はこの手続

きに参加する権利を有する。

## 第 28 条

### 【土地や領域、資源の回復と補償を受ける権利】

1. 先住民族は、自らが伝統的に所有し、または占有もしくは使用してきた土地、領域および資源であって、その自由で事前の情報に基づいた合意なくして没収、収奪、占有、使用され、または損害を与えられたものに対して、原状回復を含む手段により、またはそれが可能でなければ正当、公正かつ衡平な補償の手段により救済を受ける権利を有する。
2. 関係する民族による自由な別段の合意がなければ、補償は、質、規模および法的地位において同等の土地、領域および資源の形態、または金銭的な賠償、もしくはその他の適切な救済の形をとらなければならない。

## 第 29 条

### 【環境に対する権利】

1. 先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。
2. 国家は、先住民族の土地および領域において彼／女らの自由で事前の情報に基づく合意なしに、有害物質のいかなる貯蔵および廃棄処分が行われないことを確保するための効果的な措置をとる。
3. 国家はまた、必要な場合に、そのような物質によって影響を受ける民族によって策定されかつ実施される、先住民族の健康を監視し、維持し、そして回復するための計

画が適切に実施されることを確保するための効果的な措置をとる。

## 第 30 条

### 【軍事活動の禁止】

1. 関連する公共の利益によって正当化されるか、もしくは当該の先住民族による自由な合意または要請のある場合を除いて、先住民族の土地または領域で軍事活動は行われない。
2. 国家は、彼／女らの土地や領域を軍事活動で使用する前に、適切な手続き、特にその代表機関を通じて、当該民族と効果的な協議を行う。

## 第 31 条

### 【遺産に対する知的財産権】

1. 先住民族は、人的・遺伝的資源、種子、薬、動物相・植物相の特性についての知識、口承伝統、文学、意匠、スポーツおよび伝統的競技、ならびに視覚芸術および舞台芸術を含む、自らの文化遺産および伝統的文化表現ならびに科学、技術、および文化的表現を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。先住民族はまた、このような文化遺産、伝統的知識、伝統的文化表現に関する自らの知的財産を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。
2. 国家は、先住民族と連携して、これらの権利の行使を承認しかつ保護するために効果的な措置をとる。

## 第 32 条

### 【土地や領域、資源に関する発展の権利と開発プロジェクトへの事前合意】

1. 先住民族は、自らの土地または領域およびその他の資源の開発または使用のための

優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有する。

2. 国家は、特に、鉱物、水または他の資源の開発、利用または採掘に関連して、彼／女らの土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなる事業の承認にも先立ち、先住民族自身の代表機関を通じ、その自由で情報に基づく合意を得るため、当該先住民族と誠実に協議かつ協力する。
3. 国家は、そのようないかなる活動についての正当かつ公正な救済のための効果的仕組みを提供し、環境的、経済的、社会的、文化的またはスピリチュアル（霊的、超自然的）な負の影響を軽減するために適切な措置をとる。

## 第 33 条

### 【アイデンティティと構成員決定の権利】

1. 先住民族は、自らの慣習および伝統に従って、そのアイデンティティ（帰属意識）もしくは構成員を決定する集団としての権利を有する。このことは、先住民族である個人が、自らの住む国家の市民権を取得する権利を害しない。
2. 先住民族は、自身の手続きに従って、その組織の構造を決定しかつその構成員を選出する権利を有する。

## 第 34 条

### 【慣習と制度を発展させ維持する権利】

先住民族は、国際的に承認された人権基準に従って、自らの組織構造およびその独自の慣習、精神性、伝統、手続き、慣行、および存在する場合には司法制度または慣習を促進し、発展させ、かつ維持する権利を有する。

### 第 35 条

#### 【共同体に対する個人の責任】

先住民族は、自らの共同体に対する個人の責任を決定する権利を有する。

### 第 36 条

#### 【国境を越える権利】

1. 先住民族、特に国境によって分断されている先住民族は、スピリチュアル（霊的、超自然的）、文化的、政治的、経済的および社会的な目的のための活動を含めて、国境を越えて他の民族だけでなく自民族の構成員との接触、関係および協力を維持しかつ発展させる権利を有する。

2. 国家は、先住民族と協議および協力して、この権利の行使を助長し、この権利の実施を確保するための効果的な措置をとる。

### 第 37 条

#### 【条約や協定の遵守と尊重】

1. 先住民族は、国家またはその継承者と締結した条約、協定および他の建設的取決めを承認し、遵守させ、実施させる権利を有し、また国家にそのような条約、協定および他の建設的取決めを遵守し、かつ尊重させる権利を有する。

2. この宣言のいかなる規定も、条約や協定、建設的な取決めに含まれている先住民族の権利を縮小または撤廃するものと解されてはならない。

### 第 38 条

#### 【国家の履行義務と法整備】

国家は、本宣言の目的を遂行するために、先住民族と協議および協力して、立法措置を含む適切な措置をとる。

### 第 39 条

#### 【財政的・技術的援助】

先住民族は、本宣言に掲げる権利の享受のために、国家からおよび国際協力を通じての資金的および技術的な援助を利用する権利を有する。

### 第 40 条

#### 【権利侵害に対する救済】

先住民族は、国家もしくはその他の主体との紛争および争議の解決のための相互に正当かつ公正な手続きを利用し、迅速な決定を受ける権利を有し、また自らの個人的および集団的権利のすべての侵害に対する効果的な救済を受ける権利を有する。そのような決定には、当該先住民族の慣習、伝統、規則、法制度および国際人権を十分に考慮しなければならない。

### 第 41 条

#### 【国際機関の財政的・技術的援助】

国際連合システムの機関および専門機関ならびにその他の政府間機関は、特に、資金協力および技術援助の動員を通じて、本宣言の条項の完全実現に寄与するものとする。先住民族に影響を及ぼす問題に関して、その参加を確保する方法と手段を確立する。

### 第 42 条

#### 【宣言の実効性のフォローアップ】

国際連合および先住民族問題に関する常設フォーラムを含む国連機関、各国に駐在するものを含めた専門機関ならびに国家は、本宣言の条項の尊重および完全適用を促進し、本宣言のフォローアップ（追跡措置）を行う。

### 第 43 条

#### 【最低基準の原則】

本宣言で認められている権利は、世界の先住民族の生存、尊厳および福利のための最低限度の基準をなす。

### 第 44 条

#### 【男女平等】

ここに承認されているすべての権利と自由は、男性と女性の先住民族である個人に等しく保障される。

### 第 45 条

#### 【既存または将来の権利の留保】

本宣言中のいかなる規定も、先住民族が現在所有している、もしくは将来取得しうる権利を縮小あるいは消滅させると解釈されてはならない。

### 第 46 条

#### 【主権国家の領土保全と政治的統一、国際人権の尊重】

1. 本宣言のいかなる規定も、いずれかの国家、民族、集団あるいは個人が、国際連合

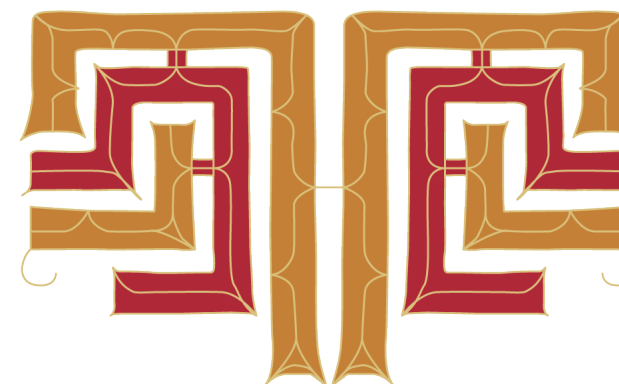
憲章に反する活動に従事したり、またはそのような行為を行う権利を有することを意味するものと解釈されてはならず、もしくは、主権独立国家の領土保全または政治的統一を全体的または部分的に、分断しあるいは害するいかなる行為を認めまたは奨励するものと解釈されてはならない。

2. 本宣言で明言された権利の行使にあたっては、すべての者の人権と基本的自由が尊重される。本宣言に定める権利の行使は、法律によって定められかつ国際人権上の義務に従った制限にのみ従う。そのような制限は無差別のものであり、もっぱら他者の権利と自由への相応の承認と尊重を確保する目的であって、民主的な社会の公正でかつ最も切実な要求に合致するためだけに厳密に必要なものでなければならない。

3. 本宣言に定められている条項は、正義、民主主義、人権の尊重、平等、非差別、よき統治、および信義誠実の原則に従って解釈される。

【市民外交センター仮訳 2008 年 7 月 31 日】

改訂 2008 年 9 月 21 日



## ◆執筆者紹介（五十音順）

### 阿部 ヌボ（あべ・ゆぼ） <目標 16 ③>

（公社）北海道アイヌ協会・副理事長、札幌アイヌ協会・会長。（公財）アイヌ文化振興・研究推進機構・理事。内閣官房・「アイヌ政策推進会議」委員。

### 上村 英明（うえむら・ひであき） <目標 3、目標 15 >

1956年熊本市生まれ。市民外交センター代表、恵泉女学園大学教授。主著に『新・先住民族の「近代史」—植民地主義と新自由主義の起源を問う』（法律文化社、2015年）

### 小坂 洋右（こさか・ようすけ） <目標 6 >

札幌出身。著書に『アイヌを生きる、文化を継ぐ—母キナフチと娘京子の物語』『大地の哲学—アイヌ民族の精神文化に学ぶ』

### 島田 あけみ（しまだ・あけみ） <目標 17 ②>

1956年北海道静内に生まれる。マオリとの交流以外に「チャシ・アン・カラの会」代表として東京にアイヌ集いの場を自分たちの手で作ることを目指す。

### 関根 健司（せきね・けんじ） <目標 4 ①>

平取町立二風谷アイヌ文化博物館 学芸員補。二風谷アイヌ語教室子どもの部、二風谷小学校アイヌ語学習 講師。

### 多原 良子（たはら・りょうこ） <目標 5 >

札幌アイヌ協会副会長。「アイヌ女性会議」メノコモシモシ代表。国連「女性差別撤廃条約日本審査会」3度参加。

### 寺地 五一（てらち・ごいち） <目標 16 ②>

1943年生まれ。東京経済大学教員時代に、タスマニアとドゥームジューのオーストラリア先住民との交流を十数年にわたって行う。

### 内藤 大輔（ないとう・だいすけ） <目標 16 ①>

京都大学東南アジア研究所・研究員、国際林業研究センター・サイエンティスト。専門はポリティカル・エコロジー、東南アジア地域研究。

### 中村 康利（なかむら・やすとし） <目標 1、目標 10 >

1965年生まれ、北海道新聞社勤務、主著は『アイヌ民族、半生を語る』（さっぽろ自由学校「遊」）

### 平田 剛士（ひらた・つよし） <目標 11 >

1964年生まれ。著書に『非除染地帯 ルポ・3.11 後の森と川と海』（緑風出版）など。

### 平山 裕人（ひらやま・ひろと） <目標 4 ②>

1958年、小樽市生まれ。1981年以来、田舎の一小学校教員として生きる。主な著書『アイヌの歴史』『シャクシャインの戦い』ほか。

### 丸山 博（まるやま・ひろし） <目標 13、目標 17 ①>

スウェーデン・ウプサラ大学名誉博士。同大学フーゴバレンティンセンター所属。海外の学術誌に論文を多数発表。

### 八重樫 志仁（やえがし・ゆきひと） <目標 8 >

1962年、浦河町に生まれる。1992年、同人誌「A = P O R S E」を発行し、編集にかかる。2007年、浦河町のアイヌ生活相談員の職を得て、現在に至る。2016年、アイヌ民族の支援・学習団体「Rehe Isam」発起人、代表に就く。幅広くアイヌ民族の権利問題、文化振興の課題に関心を持ちながら、地域に根ざした活動を通して、浦河アイヌの支援、文化復興を目指している。

### 山崎 幸治（やまざき・こうじ） <目標 9 >

1975年生まれ。北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授。専門は文化人類学。アイヌ物質文化、博物館に関する研究をおこなっている。

### 山田 伸一（やまだ・しんいち） <目標 2、目標 14 >

1968年生まれ。北海道博物館学芸員。著書、『近代北海道とアイヌ民族—狩猟規制と土地問題』（北海道大学出版会）。

### 吉原 秀喜（よしはら・ひでき） <目標 12 >

平取町アイヌ施策推進課（IWOR 事業担当／学芸員）。地域的課題「アイヌ伝統文化の今日的継承」が仕事のテーマ。

## ◆編著者紹介

### 阿部 千里（あべ・ちさと） <総論 2 >

札幌市生まれ。北海道大学公共政策大学院修了。世界中の先住民族の文化・伝統や先住民族概念への理解を深めることを理念とするアイヌ・先住民族電影社を設立、主宰。2015年4月からは（公社）北海道アイヌ協会に勤務し、国際的な場でアイヌの先住民族としての権利を訴える活動を展開。2017年10月、衆議院議員選挙に立候補。現在は新党大地・副代表を務める。



### 小泉 雅弘（こいずみ・まさひろ） <総論 1、目標 7 >

1962年生まれ。1990年の設立以来、NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」の事務局として運営に携わり、現在、理事・事務局長。2003年より ESD 関連プロジェクト、2016年より SDGs 関連プロジェクトを推進。



# NPO 法人 さっぽろ自由学校「遊」

さっぽろ自由学校「遊」は、市民がつくる、市民に開かれた学びの場です。以下は、設立趣意書（2000年7月起草）に記載された「遊」の目標です。

■ **自立と共生** 自由で自立した市民として、国籍や国境を超えて広くアジアや世界の草の根の市民とつながり、共生するための生き方、知識、技法を身につける場となることを目指します。

■ **平和と人権** 一人ひとりの市民が、かつての植民地支配と侵略戦争が他の諸国の人々にもたらした加害の歴史を認識し、その罪に対する反省を共にし、平和と民主主義、正義と人権の理念を、市民社会の日常倫理として身につける場となることを目指します。

■ **交流と提案** 教える者と教えられる者の関係が固定した、従来の教育制度上の「学校」ではなく、市民が、考えや知識を相互に交換しあい、お互いのより良い生き方、お互いが恵みを受けている地球環境と人間社会の共生のあり方を探求し、提案し、行動のきっかけを見つける学び合いの場として発展することを目指します。

## 【活動内容】

### 1. 市民を対象とした教育および学習活動

人権、平和、環境、開発、市民文化などをテーマとした講座や学習会を年間を通して開講しています。また、公開イベントや国内外へのスタディツアーなども随時実施しています。

### 2. 地域づくりを目的とするネットワーク形成、調査研究、政策提言

他の団体・個人などとネットワークを形成し、様々なテーマで調査研究活動や政策提言活動を行っています。

### 3. 学習活動の普及を目的とする教材作成、情報提供

ブックレットや報告書等の作成、会報誌「ゆうひろば」の発行、ウェブサイト・SNS等を活用した活動情報の発信などを行っています。

## SDGs 北海道の地域目標をつくろう 2 「SDGs × 先住民族」

発行日 2018年3月27日

編集・発行 NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」

〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目愛生館ビル5F

TEL.011-252-6752 FAX.011-252-6751

E-mail syu@sapporoyu.org URL <http://www.sapporoyu.org/>

イラスト 阿部千里、前田明裕

助成 独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金